

# 疾病対策・健康づくり等にかかる11計画の素案について



## 「健康しが」



滋賀県基本構想実施計画(第2期)

健康医療福祉部基本理念『誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現』

政策1 からだとこころの健康づくり

主として疾病対策

主として健康づくり

滋賀県保健医療計画

法定義務

(滋賀県外来医療計画・滋賀県医師確保計画を含む)

滋賀県がん対策推進計画

法定義務

滋賀県循環器病対策推進計画

法定義務

滋賀県感染症予防計画

法定義務

健康いきいき21－健康しが推進プラン

法定義務

滋賀県歯科保健計画－  
歯つらつしが21－

法定  
努力義務

滋賀県食育推進計画

法定  
努力義務

各対策を支える仕組み

滋賀県医療費適正化計画(第4期)

法定義務

滋賀県国民健康保険運営方針(第3期)

法定義務

子どもをはぐくみやすい社会を意識

# 疾病対策における計画素案の概要(滋賀県保健医療計画 二次保健医療圏・基準病床数)

現状と課題	→ 施策 (課題に対してどのような対策を取るか)	→ 目標 (対策の実施によって何を実現するか)																																																														
<p><b>&lt;二次保健医療圏&gt;</b></p> <p>甲賀・湖北・湖西に関しては、厚生労働省に見直しの基準に当てはまっており、<b>設定の見直しについて検討することが必要</b></p> <p>※厚生労働省の見直しの基準</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人口20万人未満</li> <li>2. 患者流入率20%未満</li> <li>3. 患者流出率20%以上</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次期計画の保健医療圏は、<b>現行の7圏域を維持</b></li> <li>● 主要な分野である5疾患・6事業は、従来の二次医療圏に拘らず、<b>患者の移動状況や地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定(ブロック化)</b></li> <li>● 次期計画では次のとおり設定</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>圏域名</th> <th>基準病床数</th> <th>既存病床数 (令和5年4月1日現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">一般病床および療養病床</td> <td>大津</td> <td>3,669</td> <td>2,992</td> </tr> <tr> <td>湖南</td> <td>3,067</td> <td>2,555</td> </tr> <tr> <td>甲賀</td> <td>1,335</td> <td>1,056</td> </tr> <tr> <td>東近江</td> <td>2,077</td> <td>2,252</td> </tr> <tr> <td>湖東</td> <td>1,149</td> <td>1,164</td> </tr> <tr> <td>湖北</td> <td>1,091</td> <td>1,156</td> </tr> <tr> <td>湖西</td> <td>442</td> <td>406</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>12,830</td> <td>11,581</td> </tr> <tr> <td>精神病床</td> <td>1,812</td> <td>2,238</td> </tr> <tr> <td>感染症病床</td> <td>34</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>結核病床</td> <td>21</td> <td>63</td> </tr> </tbody> </table> <p>①既存病床数が基準病床数に既に達している場合は、原則増床は不可 ②増床に際しては、圏域の協議の場において、当該圏域で必要とされる病床機能の整備を進める →回復期等の不足する病床機能を強化</p>		圏域名	基準病床数	既存病床数 (令和5年4月1日現在)	一般病床および療養病床	大津	3,669	2,992	湖南	3,067	2,555	甲賀	1,335	1,056	東近江	2,077	2,252	湖東	1,149	1,164	湖北	1,091	1,156	湖西	442	406	合計	12,830	11,581	精神病床	1,812	2,238	感染症病床	34	34	結核病床	21	63	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次の既にブロック化した分野・圏域に加え、<b>小児救急医療および脳卒中ならびに心血管疾患の急性期医療</b>について、引き続き丁寧にブロック化を検討</li> </ul> <p>(ブロック化の整備状況(令和5年10月現在))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>精神科救急</th> <th>大津・湖西</th> <th>湖南・甲賀・東近江</th> <th>湖東・湖北</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>周産期医療</td> <td>大津・湖西</td> <td>湖南・甲賀</td> <td>東近江</td> </tr> <tr> <td>救急医療</td> <td>大津・湖西</td> <td>湖南・甲賀</td> <td>東近江</td> </tr> <tr> <td>小児救急</td> <td>大津</td> <td>湖西</td> <td>湖南・甲賀</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>東近江</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>湖東・湖北 (一部取組開始)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※色付きの圏域が、2次保健医療圏を超えて、広域的な圏域を設定したもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>全国的な病床の適正配置を図りつつ、各圏域で必要とされる病床機能を確保</b></li> </ul>	精神科救急	大津・湖西	湖南・甲賀・東近江	湖東・湖北	周産期医療	大津・湖西	湖南・甲賀	東近江	救急医療	大津・湖西	湖南・甲賀	東近江	小児救急	大津	湖西	湖南・甲賀				東近江				湖東・湖北 (一部取組開始)
	圏域名	基準病床数	既存病床数 (令和5年4月1日現在)																																																													
一般病床および療養病床	大津	3,669	2,992																																																													
	湖南	3,067	2,555																																																													
	甲賀	1,335	1,056																																																													
	東近江	2,077	2,252																																																													
	湖東	1,149	1,164																																																													
	湖北	1,091	1,156																																																													
	湖西	442	406																																																													
	合計	12,830	11,581																																																													
精神病床	1,812	2,238																																																														
感染症病床	34	34																																																														
結核病床	21	63																																																														
精神科救急	大津・湖西	湖南・甲賀・東近江	湖東・湖北																																																													
周産期医療	大津・湖西	湖南・甲賀	東近江																																																													
救急医療	大津・湖西	湖南・甲賀	東近江																																																													
小児救急	大津	湖西	湖南・甲賀																																																													
			東近江																																																													
			湖東・湖北 (一部取組開始)																																																													
<p><b>&lt;基準病床数&gt;</b></p> <p>各保健医療圏で<b>整備を許可できる病床数の上限</b>については、国が示す算定式に基づき保健医療計画で定めることが必要</p>																																																																

# 疾病対策における計画素案の概要(滋賀県保健医療計画【5疾病・6事業・在宅医療】)

現状と課題	→ 施策 (課題に対してどのような対策を取るか)	→ 目標 (対策の実施によって何を実現するか)																											
<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢化に伴い、医療や介護の需要が大きく増加することが予想されることがから、<b>限られた医療・介護資源を有効に活用し、必要なサービスを提供していくための取組が必要。</b></li> <li>●新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、6事業目として、「<b>新興感染症発生・まん延時の医療</b>」を追加する必要。</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>改定のポイント</th><th>主な数値目標（令和11年度）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>糖尿病</td><td>○多機関連携、病診連携を含む他科連携による重症化予防対策の推進（治療と仕事の両立のための支援等）</td><td>【重症低血糖の発生率】 0.73% (R3) ⇒ 増加の抑制 【糖尿病性腎症による新規透析導入患者数】 165人 (R3) ⇒ 増加の抑制</td></tr> <tr> <td>精神疾患</td><td>○多様な精神疾患等に対応できる連携体制の構築（入院者への訪問支援、精神科病院における虐待通報窓口の設置） ○大規模災害時の精神保健ニーズに対応できる体制の構築（災害拠点精神科病院の新規指定）</td><td>【精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数】 333.5日 (R1) ⇒ 増加</td></tr> <tr> <td>救急医療</td><td>○地域における救急医療機関の機能分担と連携の推進 ○救急医療における医師の確保・養成、病院前救護体制の強化 ○医療機関の適正受診の推進（救急安心センター事業推進等）</td><td>【心肺機能停止傷病者1ヶ月生存率】 15.9% (R3) ⇒ 全国平均 (R3は11.1%) より高い 【心肺機能停止傷病者1ヶ月社会復帰率】 13.1% (R3) ⇒ 全国平均 (R3は6.9%) より高い</td></tr> <tr> <td>災害医療</td><td>○災害拠点病院の体制強化 ○大規模災害時の精神保健ニーズに対応できる体制の構築（災害拠点精神科病院の新規指定）【再掲】 ○災害・感染症医療業務従事者の育成・確保</td><td>【浸水想定区域に所在する災害拠点病院において、浸水対策を講じている病院の割合】 40% (R5) ⇒ 100% 【活動可能なDMAT、DPATのチーム数】 DMAT : 31 (R5) ⇒ 37 、 DPAT : 1 (R5) ⇒ 4 【災害医療コーディネーターに占める研修の受講率】 83% (R5) ⇒ 100%</td></tr> <tr> <td>小児医療</td><td>〈一般小児・小児救急〉 ○適切な小児医療の提供（課題共有のための協議会の開催等） ○小児救急医療に関する圈域設定の見直し（4ブロック化） ○医療機関の適正受診の推進（小児救急電話相談利用促進等） 〈小児在宅医療〉 ○成人期を見据えた医療・自立支援を受けられる体制整備</td><td>〈一般小児・小児救急〉 【小児死亡者数（自殺を除く）】 31人 (R3) ⇒ 現状値以下 【小児在宅医療】 【慢性疾患があっても安心して滋賀県で生活することができると思う親の割合】 現状値なし ⇒ 90%</td></tr> <tr> <td>周産期医療</td><td>○周産期医療体制充実・強化 (周産期医療協議会で具体的な取組を引き続き検討) ○災害時医療体制の構築</td><td>【周産期死亡率（出産千対）】 3.04 (H29～R3平均) ⇒ R4～R9の全国平均より低い 【新生児死亡率（出生千対）】 0.88 (H29～R3平均) ⇒ R4～R9の全国平均より低い</td></tr> <tr> <td>へき地医療</td><td>○へき地における医療・医師の確保</td><td>【無医地区等のうち、保健医療サービスを受けることができる地区数】 13地区 (R4) ⇒ 現状維持</td></tr> <tr> <td>在宅医療</td><td>○切れ目ない入退院支援（病院外来と地域の支援者との連携充実等） ○急変時や望む最期を迎えることができる対応体制の整備</td><td>【県内のどこに住んでいても、住み慣れた地域や望む環境で、自分らしい暮らしを、人生の最終段階まで安心して続け、本人の希望にそった最期を迎えることができる】 現状値なし ⇒ 検討中</td></tr> </tbody> </table>	項目	改定のポイント	主な数値目標（令和11年度）	糖尿病	○多機関連携、病診連携を含む他科連携による重症化予防対策の推進（治療と仕事の両立のための支援等）	【重症低血糖の発生率】 0.73% (R3) ⇒ 増加の抑制 【糖尿病性腎症による新規透析導入患者数】 165人 (R3) ⇒ 増加の抑制	精神疾患	○多様な精神疾患等に対応できる連携体制の構築（入院者への訪問支援、精神科病院における虐待通報窓口の設置） ○大規模災害時の精神保健ニーズに対応できる体制の構築（災害拠点精神科病院の新規指定）	【精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数】 333.5日 (R1) ⇒ 増加	救急医療	○地域における救急医療機関の機能分担と連携の推進 ○救急医療における医師の確保・養成、病院前救護体制の強化 ○医療機関の適正受診の推進（救急安心センター事業推進等）	【心肺機能停止傷病者1ヶ月生存率】 15.9% (R3) ⇒ 全国平均 (R3は11.1%) より高い 【心肺機能停止傷病者1ヶ月社会復帰率】 13.1% (R3) ⇒ 全国平均 (R3は6.9%) より高い	災害医療	○災害拠点病院の体制強化 ○大規模災害時の精神保健ニーズに対応できる体制の構築（災害拠点精神科病院の新規指定）【再掲】 ○災害・感染症医療業務従事者の育成・確保	【浸水想定区域に所在する災害拠点病院において、浸水対策を講じている病院の割合】 40% (R5) ⇒ 100% 【活動可能なDMAT、DPATのチーム数】 DMAT : 31 (R5) ⇒ 37 、 DPAT : 1 (R5) ⇒ 4 【災害医療コーディネーターに占める研修の受講率】 83% (R5) ⇒ 100%	小児医療	〈一般小児・小児救急〉 ○適切な小児医療の提供（課題共有のための協議会の開催等） ○小児救急医療に関する圈域設定の見直し（4ブロック化） ○医療機関の適正受診の推進（小児救急電話相談利用促進等） 〈小児在宅医療〉 ○成人期を見据えた医療・自立支援を受けられる体制整備	〈一般小児・小児救急〉 【小児死亡者数（自殺を除く）】 31人 (R3) ⇒ 現状値以下 【小児在宅医療】 【慢性疾患があっても安心して滋賀県で生活することができると思う親の割合】 現状値なし ⇒ 90%	周産期医療	○周産期医療体制充実・強化 (周産期医療協議会で具体的な取組を引き続き検討) ○災害時医療体制の構築	【周産期死亡率（出産千対）】 3.04 (H29～R3平均) ⇒ R4～R9の全国平均より低い 【新生児死亡率（出生千対）】 0.88 (H29～R3平均) ⇒ R4～R9の全国平均より低い	へき地医療	○へき地における医療・医師の確保	【無医地区等のうち、保健医療サービスを受けることができる地区数】 13地区 (R4) ⇒ 現状維持	在宅医療	○切れ目ない入退院支援（病院外来と地域の支援者との連携充実等） ○急変時や望む最期を迎えることができる対応体制の整備	【県内のどこに住んでいても、住み慣れた地域や望む環境で、自分らしい暮らしを、人生の最終段階まで安心して続け、本人の希望にそった最期を迎えることができる】 現状値なし ⇒ 検討中	<p>5疾病・6事業のうち、次の分野は各計画の項を参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がん⇒滋賀県がん対策推進計画 (P.7)</li> <li>・脳卒中・心筋梗塞等の心血管疾患⇒滋賀県循環器対策推進計画 (P.8)</li> <li>・新興感染症発生・まん延時の医療⇒滋賀県感染症予防計画 (P.9)</li> </ul>
項目	改定のポイント	主な数値目標（令和11年度）																											
糖尿病	○多機関連携、病診連携を含む他科連携による重症化予防対策の推進（治療と仕事の両立のための支援等）	【重症低血糖の発生率】 0.73% (R3) ⇒ 増加の抑制 【糖尿病性腎症による新規透析導入患者数】 165人 (R3) ⇒ 増加の抑制																											
精神疾患	○多様な精神疾患等に対応できる連携体制の構築（入院者への訪問支援、精神科病院における虐待通報窓口の設置） ○大規模災害時の精神保健ニーズに対応できる体制の構築（災害拠点精神科病院の新規指定）	【精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数】 333.5日 (R1) ⇒ 増加																											
救急医療	○地域における救急医療機関の機能分担と連携の推進 ○救急医療における医師の確保・養成、病院前救護体制の強化 ○医療機関の適正受診の推進（救急安心センター事業推進等）	【心肺機能停止傷病者1ヶ月生存率】 15.9% (R3) ⇒ 全国平均 (R3は11.1%) より高い 【心肺機能停止傷病者1ヶ月社会復帰率】 13.1% (R3) ⇒ 全国平均 (R3は6.9%) より高い																											
災害医療	○災害拠点病院の体制強化 ○大規模災害時の精神保健ニーズに対応できる体制の構築（災害拠点精神科病院の新規指定）【再掲】 ○災害・感染症医療業務従事者の育成・確保	【浸水想定区域に所在する災害拠点病院において、浸水対策を講じている病院の割合】 40% (R5) ⇒ 100% 【活動可能なDMAT、DPATのチーム数】 DMAT : 31 (R5) ⇒ 37 、 DPAT : 1 (R5) ⇒ 4 【災害医療コーディネーターに占める研修の受講率】 83% (R5) ⇒ 100%																											
小児医療	〈一般小児・小児救急〉 ○適切な小児医療の提供（課題共有のための協議会の開催等） ○小児救急医療に関する圈域設定の見直し（4ブロック化） ○医療機関の適正受診の推進（小児救急電話相談利用促進等） 〈小児在宅医療〉 ○成人期を見据えた医療・自立支援を受けられる体制整備	〈一般小児・小児救急〉 【小児死亡者数（自殺を除く）】 31人 (R3) ⇒ 現状値以下 【小児在宅医療】 【慢性疾患があっても安心して滋賀県で生活することができると思う親の割合】 現状値なし ⇒ 90%																											
周産期医療	○周産期医療体制充実・強化 (周産期医療協議会で具体的な取組を引き続き検討) ○災害時医療体制の構築	【周産期死亡率（出産千対）】 3.04 (H29～R3平均) ⇒ R4～R9の全国平均より低い 【新生児死亡率（出生千対）】 0.88 (H29～R3平均) ⇒ R4～R9の全国平均より低い																											
へき地医療	○へき地における医療・医師の確保	【無医地区等のうち、保健医療サービスを受けることができる地区数】 13地区 (R4) ⇒ 現状維持																											
在宅医療	○切れ目ない入退院支援（病院外来と地域の支援者との連携充実等） ○急変時や望む最期を迎えることができる対応体制の整備	【県内のどこに住んでいても、住み慣れた地域や望む環境で、自分らしい暮らしを、人生の最終段階まで安心して続け、本人の希望にそった最期を迎えることができる】 現状値なし ⇒ 検討中																											

# 疾病対策における計画素案の概要(滋賀県保健医療計画 滋賀県医師確保計画)

現状と課題				施策				目標																																																																																																																																																																																																																																																							
				(課題に対してどのような対策を取るか)				(対策の実施によって何を実現するか)																																																																																																																																																																																																																																																							
<p>令和6年度から本格的に始まる医師の働き方改革への対応も踏まえた医師の確保や、地域・診療科偏在を是正することが課題</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">(R2.3)医師偏在指標</th> <th colspan="4">(R5.11)医師偏在指標</th> </tr> <tr> <th>区域</th> <th>医師偏在指標</th> <th>全国順位</th> <th>区分</th> <th>医師偏在指標</th> <th>全国順位</th> <th>前回順位(R2.3)比較</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国</td> <td>239.8</td> <td>-</td> <td></td> <td>255.6</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>244.8</td> <td>16位</td> <td>多數</td> <td>260.4</td> <td>19位</td> <td>↓3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大津</td> <td>378.3</td> <td>7位</td> <td>多數</td> <td>373.5</td> <td>9位</td> <td>↓2</td> <td>多數</td> </tr> <tr> <td>湖南</td> <td>238.2</td> <td>68位</td> <td>多數</td> <td>262.2</td> <td>64位</td> <td>↑4</td> <td>多數</td> </tr> <tr> <td>甲賀</td> <td>161.9</td> <td>223位</td> <td></td> <td>176.8</td> <td>228位</td> <td>↓5</td> <td>少數</td> </tr> <tr> <td>東近江</td> <td>200.3</td> <td>104位</td> <td>多數</td> <td>218.3</td> <td>109位</td> <td>↓5</td> <td>多數</td> </tr> <tr> <td>湖東</td> <td>169.5</td> <td>196位</td> <td></td> <td>181.0</td> <td>217位</td> <td>↓21</td> <td></td> </tr> <tr> <td>湖北</td> <td>193.2</td> <td>121位</td> <td></td> <td>217.6</td> <td>112位</td> <td>↑9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>湖西</td> <td>179.8</td> <td>160位</td> <td></td> <td>245.0</td> <td>76位</td> <td>↑84</td> <td>多數</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">(R2.3)産科偏在指標</th> <th colspan="4">(R5.11)分娩取扱医師偏在指標</th> </tr> <tr> <th>区域</th> <th>医師偏在指標</th> <th>全国順位</th> <th>区分</th> <th>医師偏在指標</th> <th>全国順位</th> <th>前回順位(R2.3)比較</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国</td> <td>12.8</td> <td>-</td> <td></td> <td>10.6</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>11.3</td> <td>32位</td> <td>相對的医師少數区域</td> <td>10.3</td> <td>20位</td> <td>↑12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大津・湖西</td> <td>18.5</td> <td>28位</td> <td></td> <td>17.6</td> <td>18位</td> <td>↑10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>湖南・甲賀</td> <td>9.3</td> <td>185位</td> <td></td> <td>6.7</td> <td>212位</td> <td>↓27</td> <td>相對的医師少數区域</td> </tr> <tr> <td>東近江</td> <td>8.7</td> <td>202位</td> <td>相對的医師少數区域</td> <td>10.0</td> <td>103位</td> <td>↑99</td> <td></td> </tr> <tr> <td>湖東・湖北</td> <td>7.4</td> <td>235位</td> <td>相對的医師少數区域</td> <td>7.3</td> <td>195位</td> <td>↑40</td> <td>相對的医師少數区域</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">(R2.3)小児科偏在指標</th> <th colspan="4">(R5.11)小児科医師偏在指標</th> </tr> <tr> <th>区域</th> <th>医師偏在指標</th> <th>全国順位</th> <th>区分</th> <th>医師偏在指標</th> <th>全国順位</th> <th>前回順位(R2.3)比較</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国</td> <td>106.2</td> <td>-</td> <td></td> <td>115.1</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>112.1</td> <td>21位</td> <td></td> <td>124.3</td> <td>12位</td> <td>↑9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大津・湖西</td> <td>167.3</td> <td>10位</td> <td></td> <td>183.6</td> <td>6位</td> <td>↑4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>湖南・甲賀</td> <td>85.9</td> <td>202位</td> <td></td> <td>101.2</td> <td>169位</td> <td>↑33</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東近江</td> <td>104.3</td> <td>124位</td> <td></td> <td>105.6</td> <td>158位</td> <td>↓34</td> <td></td> </tr> <tr> <td>湖東・湖北</td> <td>98.6</td> <td>146位</td> <td></td> <td>100.6</td> <td>171位</td> <td>↓25</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(R2.3)医師偏在指標				(R5.11)医師偏在指標				区域	医師偏在指標	全国順位	区分	医師偏在指標	全国順位	前回順位(R2.3)比較	区分	全国	239.8	-		255.6	-			滋賀県	244.8	16位	多數	260.4	19位	↓3		大津	378.3	7位	多數	373.5	9位	↓2	多數	湖南	238.2	68位	多數	262.2	64位	↑4	多數	甲賀	161.9	223位		176.8	228位	↓5	少數	東近江	200.3	104位	多數	218.3	109位	↓5	多數	湖東	169.5	196位		181.0	217位	↓21		湖北	193.2	121位		217.6	112位	↑9		湖西	179.8	160位		245.0	76位	↑84	多數	(R2.3)産科偏在指標				(R5.11)分娩取扱医師偏在指標				区域	医師偏在指標	全国順位	区分	医師偏在指標	全国順位	前回順位(R2.3)比較	区分	全国	12.8	-		10.6	-			滋賀県	11.3	32位	相對的医師少數区域	10.3	20位	↑12		大津・湖西	18.5	28位		17.6	18位	↑10		湖南・甲賀	9.3	185位		6.7	212位	↓27	相對的医師少數区域	東近江	8.7	202位	相對的医師少數区域	10.0	103位	↑99		湖東・湖北	7.4	235位	相對的医師少數区域	7.3	195位	↑40	相對的医師少數区域	(R2.3)小児科偏在指標				(R5.11)小児科医師偏在指標				区域	医師偏在指標	全国順位	区分	医師偏在指標	全国順位	前回順位(R2.3)比較	区分	全国	106.2	-		115.1	-			滋賀県	112.1	21位		124.3	12位	↑9		大津・湖西	167.3	10位		183.6	6位	↑4		湖南・甲賀	85.9	202位		101.2	169位	↑33		東近江	104.3	124位		105.6	158位	↓34		湖東・湖北	98.6	146位		100.6	171位	↓25		<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに目標医師数を設定</li> <li>4本柱による施策を展開</li> </ul> <p>将来にわたって良質かつ適切な医療を効率的に提供するための必要な医師を確保</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>地域医療に貢献する医師の「養成」</li> <li>地域医療を担う医師の「キャリア形成支援」</li> <li>地域医療を支える医師の「定着促進」</li> <li>地域・診療科の「偏在是正」</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標医師数の確保</li> </ul> <p>1 県全体・二次保健医療圏の目標医師数 (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>実人数(R2) A</th> <th>R8目標医師数 B</th> <th>B - A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津</td> <td>1,281</td> <td>1,275</td> <td>▲6</td> </tr> <tr> <td>湖南</td> <td>765</td> <td>785</td> <td>+20</td> </tr> <tr> <td>甲賀</td> <td>212</td> <td>215</td> <td>+3</td> </tr> <tr> <td>東近江</td> <td>452</td> <td>458</td> <td>+6</td> </tr> <tr> <td>湖東</td> <td>234</td> <td>233</td> <td>▲1</td> </tr> <tr> <td>湖北</td> <td>313</td> <td>321</td> <td>+8</td> </tr> <tr> <td>湖西</td> <td>83</td> <td>94</td> <td>+11</td> </tr> <tr> <td>県全体</td> <td>3,340</td> <td>3,381</td> <td>+41</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 臨床研修医採用数 毎年110人</p> <p>3 3年目医師採用数 毎年110人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>二次保健医療圏ごとの地域医療構想の進捗や、医師の働き方改革への対応を踏まえた医師の確保、地域・診療科偏在の是正</li> </ul>	区域	実人数(R2) A	R8目標医師数 B	B - A	大津	1,281	1,275	▲6	湖南	765	785	+20	甲賀	212	215	+3	東近江	452	458	+6	湖東	234	233	▲1	湖北	313	321	+8	湖西	83	94	+11	県全体	3,340	3,381	+41	
(R2.3)医師偏在指標				(R5.11)医師偏在指標																																																																																																																																																																																																																																																											
区域	医師偏在指標	全国順位	区分	医師偏在指標	全国順位	前回順位(R2.3)比較	区分																																																																																																																																																																																																																																																								
全国	239.8	-		255.6	-																																																																																																																																																																																																																																																										
滋賀県	244.8	16位	多數	260.4	19位	↓3																																																																																																																																																																																																																																																									
大津	378.3	7位	多數	373.5	9位	↓2	多數																																																																																																																																																																																																																																																								
湖南	238.2	68位	多數	262.2	64位	↑4	多數																																																																																																																																																																																																																																																								
甲賀	161.9	223位		176.8	228位	↓5	少數																																																																																																																																																																																																																																																								
東近江	200.3	104位	多數	218.3	109位	↓5	多數																																																																																																																																																																																																																																																								
湖東	169.5	196位		181.0	217位	↓21																																																																																																																																																																																																																																																									
湖北	193.2	121位		217.6	112位	↑9																																																																																																																																																																																																																																																									
湖西	179.8	160位		245.0	76位	↑84	多數																																																																																																																																																																																																																																																								
(R2.3)産科偏在指標				(R5.11)分娩取扱医師偏在指標																																																																																																																																																																																																																																																											
区域	医師偏在指標	全国順位	区分	医師偏在指標	全国順位	前回順位(R2.3)比較	区分																																																																																																																																																																																																																																																								
全国	12.8	-		10.6	-																																																																																																																																																																																																																																																										
滋賀県	11.3	32位	相對的医師少數区域	10.3	20位	↑12																																																																																																																																																																																																																																																									
大津・湖西	18.5	28位		17.6	18位	↑10																																																																																																																																																																																																																																																									
湖南・甲賀	9.3	185位		6.7	212位	↓27	相對的医師少數区域																																																																																																																																																																																																																																																								
東近江	8.7	202位	相對的医師少數区域	10.0	103位	↑99																																																																																																																																																																																																																																																									
湖東・湖北	7.4	235位	相對的医師少數区域	7.3	195位	↑40	相對的医師少數区域																																																																																																																																																																																																																																																								
(R2.3)小児科偏在指標				(R5.11)小児科医師偏在指標																																																																																																																																																																																																																																																											
区域	医師偏在指標	全国順位	区分	医師偏在指標	全国順位	前回順位(R2.3)比較	区分																																																																																																																																																																																																																																																								
全国	106.2	-		115.1	-																																																																																																																																																																																																																																																										
滋賀県	112.1	21位		124.3	12位	↑9																																																																																																																																																																																																																																																									
大津・湖西	167.3	10位		183.6	6位	↑4																																																																																																																																																																																																																																																									
湖南・甲賀	85.9	202位		101.2	169位	↑33																																																																																																																																																																																																																																																									
東近江	104.3	124位		105.6	158位	↓34																																																																																																																																																																																																																																																									
湖東・湖北	98.6	146位		100.6	171位	↓25																																																																																																																																																																																																																																																									
区域	実人数(R2) A	R8目標医師数 B	B - A																																																																																																																																																																																																																																																												
大津	1,281	1,275	▲6																																																																																																																																																																																																																																																												
湖南	765	785	+20																																																																																																																																																																																																																																																												
甲賀	212	215	+3																																																																																																																																																																																																																																																												
東近江	452	458	+6																																																																																																																																																																																																																																																												
湖東	234	233	▲1																																																																																																																																																																																																																																																												
湖北	313	321	+8																																																																																																																																																																																																																																																												
湖西	83	94	+11																																																																																																																																																																																																																																																												
県全体	3,340	3,381	+41																																																																																																																																																																																																																																																												

## 疾病対策における計画素案の概要(滋賀県保健医療計画【その他人材の確保・養成】)

現状と課題		施策	目標
	(課題に対してどのような対策を取るか)	(対策の実施によって何を実現するか)	
歯科医師	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別な配慮が必要な状況であっても、歯科保健利用サービスを提供できるようにすることが課題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 在宅歯科医療・障害児(者)歯科に必要な知識と技術の習得・定着</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 訪問歯科診療を実施する歯科診療所の割合 ➢ 22.4%(R5)⇒25%(R17)</li> </ul>
薬剤師	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 薬剤師の従事先には業態の偏在や地域偏在があり、特に病院薬剤師の確保は喫緊の課題</li> <li>● 多職種連携を担える人材の育成が重要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 薬剤師従事先の地域・従事先偏在の解消</li> <li>● 多職種連携を担う薬剤師の育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の実情に応じた医薬品提供体制に必要な薬剤師の確保 ➢ 地域薬剤師の偏在指標 0.97%(R4)⇒0.99(R11)</li> </ul>
看護職	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本県では令和27年(2045年)に高齢者人口がピークを迎えることから、看護職の確保が喫緊の課題。</li> <li>● 医療の高度化・専門化や地域包括ケアシステムの推進等に対応するため、資質向上が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資質の高い看護職の養成(新規養成・資質向上)</li> <li>● 潜在看護職の復職支援</li> <li>● 勤務環境改善等による定着促進</li> <li>● 地域・領域別偏在の調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 看護職員就業者数 ➢ 236人／年 増加(H28～R2の平均値) ⇒300人／年 増加(R11)</li> </ul>

※その他の職種(管理栄養士・栄養士、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、歯科衛生士・歯科技工士、精神保健福祉士、介護サービス従事者)の取組についても記載

# 疾病対策における計画素案の概要(滋賀県保健医療計画 滋賀県外来医療計画)

現状と課題	施策	目標																																																																									
	(課題に対してどのような対策を取るか)	(対策の実施によって何を実現するか)																																																																									
データに基づく地域の実情に応じた外来医療提供体制の構築や効率的な医療機器の活用について検討するとともに計画の実行性を高めることが必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● データに基づく地域の実情に応じた外来医療提供体制の構築           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 外来医師偏在等、開業にあたって参考となるデータを可視化、新規開業希望者に情報提供</li> <li>➢ 地域で不足する医療機能を担うことに対する考え方を確認</li> <li>➢ 外来機能の明確化・連携に向けて地域の協議を行い、基幹的な役割を担う紹介受診重点医療機関を決定</li> </ul> </li> <li>● 効率的な医療機器の活用           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 医療機器の配置状況に加え、稼働状況を把握し、地域の協議の場や医療機関等と共有</li> <li>➢ 医療機器を購入する場合等には、共同利用計画の作成検討を依頼</li> </ul> </li> <li>● 数値目標を新たに設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外来医療に対して満足する県民の割合の上昇</li> <li>● 各紹介受診重点医療機関の紹介率・逆紹介率の上昇</li> <li>● 医療機器の共同利用計画作成数の増加</li> </ul>																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">外来医師偏在指標（令和5年11月）</th> </tr> <tr> <th>区域名</th> <th>外来医師偏在指標</th> <th>順位</th> <th>区分</th> <th>前回(R2.3) 順位との比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国</td> <td>112.2</td> <td>—</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>105.0</td> <td>28/47</td> <td></td> <td>↑1</td> </tr> <tr> <td>大津</td> <td>125.7</td> <td>41/330</td> <td>外来医師多数区域</td> <td>↑14</td> </tr> <tr> <td>湖南</td> <td>105.3</td> <td>135/330</td> <td></td> <td>↑21</td> </tr> <tr> <td>甲賀</td> <td>86.5</td> <td>252/330</td> <td></td> <td>↑15</td> </tr> <tr> <td>東近江</td> <td>94.8</td> <td>200/330</td> <td></td> <td>↓17</td> </tr> <tr> <td>湖東</td> <td>98.2</td> <td>180/330</td> <td></td> <td>↓38</td> </tr> <tr> <td>湖北</td> <td>98.2</td> <td>181/330</td> <td></td> <td>↑45</td> </tr> <tr> <td>湖西</td> <td>94.1</td> <td>206/330</td> <td></td> <td>↓11</td> </tr> </tbody> </table>		外来医師偏在指標（令和5年11月）					区域名	外来医師偏在指標	順位	区分	前回(R2.3) 順位との比較	全国	112.2	—		—	滋賀県	105.0	28/47		↑1	大津	125.7	41/330	外来医師多数区域	↑14	湖南	105.3	135/330		↑21	甲賀	86.5	252/330		↑15	東近江	94.8	200/330		↓17	湖東	98.2	180/330		↓38	湖北	98.2	181/330		↑45	湖西	94.1	206/330		↓11	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">紹介受診重点医療機関 令和5年(2023年)11月1日時点</th> </tr> <tr> <th>圏域</th> <th>医療機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津</td> <td>地域医療機能推進機構滋賀病院、滋賀医科大学医学部附属病院、大津赤十字病院、市立大津市民病院</td> </tr> <tr> <td>湖南</td> <td>淡海医療センター、淡海ふれあい病院、県立総合病院、済生会滋賀県病院、市立野洲病院</td> </tr> <tr> <td>甲賀</td> <td>公立甲賀病院</td> </tr> <tr> <td>東近江</td> <td>近江八幡市立総合医療センター、東近江総合医療センター</td> </tr> <tr> <td>湖東</td> <td>彦根市立病院</td> </tr> <tr> <td>湖北</td> <td>市立長浜病院、長浜赤十字病院</td> </tr> <tr> <td>湖西</td> <td>高島市民病院</td> </tr> </tbody> </table>	紹介受診重点医療機関 令和5年(2023年)11月1日時点		圏域	医療機関名	大津	地域医療機能推進機構滋賀病院、滋賀医科大学医学部附属病院、大津赤十字病院、市立大津市民病院	湖南	淡海医療センター、淡海ふれあい病院、県立総合病院、済生会滋賀県病院、市立野洲病院	甲賀	公立甲賀病院	東近江	近江八幡市立総合医療センター、東近江総合医療センター	湖東	彦根市立病院	湖北	市立長浜病院、長浜赤十字病院	湖西	高島市民病院
外来医師偏在指標（令和5年11月）																																																																											
区域名	外来医師偏在指標	順位	区分	前回(R2.3) 順位との比較																																																																							
全国	112.2	—		—																																																																							
滋賀県	105.0	28/47		↑1																																																																							
大津	125.7	41/330	外来医師多数区域	↑14																																																																							
湖南	105.3	135/330		↑21																																																																							
甲賀	86.5	252/330		↑15																																																																							
東近江	94.8	200/330		↓17																																																																							
湖東	98.2	180/330		↓38																																																																							
湖北	98.2	181/330		↑45																																																																							
湖西	94.1	206/330		↓11																																																																							
紹介受診重点医療機関 令和5年(2023年)11月1日時点																																																																											
圏域	医療機関名																																																																										
大津	地域医療機能推進機構滋賀病院、滋賀医科大学医学部附属病院、大津赤十字病院、市立大津市民病院																																																																										
湖南	淡海医療センター、淡海ふれあい病院、県立総合病院、済生会滋賀県病院、市立野洲病院																																																																										
甲賀	公立甲賀病院																																																																										
東近江	近江八幡市立総合医療センター、東近江総合医療センター																																																																										
湖東	彦根市立病院																																																																										
湖北	市立長浜病院、長浜赤十字病院																																																																										
湖西	高島市民病院																																																																										

# 疾病対策における計画素案の概要(滋賀県がん対策推進計画)

現状と課題	施策 (課題に対してどのような対策を取るか)	目標 (対策の実施によって何を実現するか)																														
がん年齢調整罹患率とがん年齢調整死亡率は減少しているが、 <b>がん検診受診率は、新型コロナウイルスの影響もあり、目標値の50%には届かず、受診率の向上を図る必要がある。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● がん予防 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 生活習慣の改善、感染症対策</li> <li>➢ がん受診率向上対策</li> </ul> </li> <li>● がん医療の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ がん医療体制の整備</li> <li>➢ がんと診断された時からの緩和ケアの推進</li> </ul> </li> <li>● がんとの共生(がん患者、家族等への支援) <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 相談支援</li> <li>➢ 就労支援、就学支援</li> <li>➢ アピアランスケア</li> </ul> </li> <li>● これらを支える基盤の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ がん医療に携わる人材の育成</li> <li>➢ がん教育、がんに関する知識の普及啓発</li> </ul> </li> <li>● 感染症発生・まん延時や災害時等を見据えた対策</li> </ul>	<p>県民が、がんを知り、がんを予防し、がんになっても納得した医療・支援が受けられ、自分らしく暮らせる滋賀を目指す</p> <p><b>● がん検診受診率の向上</b></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: right;">(現状)</td> <td style="width: 50%; text-align: left;">(目標)</td> </tr> <tr> <td>胃がん 40.5%</td> <td>47.6%</td> </tr> <tr> <td>肺がん 47.6%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大腸がん 44.8%</td> <td>⇒ 各60%へ</td> </tr> <tr> <td>乳がん 47.2%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子宮頸がん 40.7%</td> <td>※対象年齢～69歳まで</td> </tr> </table> <p><b>● がん年齢調整罹患率の減少</b></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: right;">(現状)</td> <td style="width: 50%; text-align: left;">(目標)</td> </tr> <tr> <td>男性 447.6 ⇒ 減少</td> <td></td> </tr> <tr> <td>女性 331.2 ⇒ 減少</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(がん年齢調整罹患率:人口10万あたり)</td> </tr> </table> <p><b>● がん年齢調整死亡率の減少</b></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: right;">(現状)</td> <td style="width: 50%; text-align: left;">(目標)</td> </tr> <tr> <td>総数 59.0 ⇒ 減少</td> <td></td> </tr> <tr> <td>男性 73.2 ⇒ 減少</td> <td></td> </tr> <tr> <td>女性 45.7 ⇒ 減少</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(75歳未満がん年齢調整死亡率:人口10万あたり)</td> </tr> </table>	(現状)	(目標)	胃がん 40.5%	47.6%	肺がん 47.6%		大腸がん 44.8%	⇒ 各60%へ	乳がん 47.2%		子宮頸がん 40.7%	※対象年齢～69歳まで	(現状)	(目標)	男性 447.6 ⇒ 減少		女性 331.2 ⇒ 減少		(がん年齢調整罹患率:人口10万あたり)		(現状)	(目標)	総数 59.0 ⇒ 減少		男性 73.2 ⇒ 減少		女性 45.7 ⇒ 減少		(75歳未満がん年齢調整死亡率:人口10万あたり)	
(現状)	(目標)																															
胃がん 40.5%	47.6%																															
肺がん 47.6%																																
大腸がん 44.8%	⇒ 各60%へ																															
乳がん 47.2%																																
子宮頸がん 40.7%	※対象年齢～69歳まで																															
(現状)	(目標)																															
男性 447.6 ⇒ 減少																																
女性 331.2 ⇒ 減少																																
(がん年齢調整罹患率:人口10万あたり)																																
(現状)	(目標)																															
総数 59.0 ⇒ 減少																																
男性 73.2 ⇒ 減少																																
女性 45.7 ⇒ 減少																																
(75歳未満がん年齢調整死亡率:人口10万あたり)																																
<p>● がん検診受診率(R4年)</p> <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>胃がん 40.5%</td> <td>肺がん 47.6%</td> </tr> <tr> <td>大腸がん 44.8%</td> <td>乳がん 47.2%</td> </tr> <tr> <td>子宮頸がん 40.7%</td> <td>※対象年齢～69歳まで</td> </tr> </table> <p>● がん年齢調整罹患率</p> <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>(H28年) 男性 482.0 ⇒ 447.6</td> <td>(R1年)</td> </tr> <tr> <td>女性 349.2 ⇒ 311.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(がん年齢調整罹患率:人口10万あたり)</td> </tr> </table> <p>● がん年齢調整死亡率</p> <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>(H28年) 総数 70.0 ⇒ 59.0</td> <td>(R3年)</td> </tr> <tr> <td>男性 88.1 ⇒ 73.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>女性 53.8 ⇒ 45.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(75歳未満がん年齢調整死亡率:人口10万あたり)</td> </tr> </table>	胃がん 40.5%	肺がん 47.6%	大腸がん 44.8%	乳がん 47.2%	子宮頸がん 40.7%	※対象年齢～69歳まで	(H28年) 男性 482.0 ⇒ 447.6	(R1年)	女性 349.2 ⇒ 311.2		(がん年齢調整罹患率:人口10万あたり)		(H28年) 総数 70.0 ⇒ 59.0	(R3年)	男性 88.1 ⇒ 73.2		女性 53.8 ⇒ 45.7		(75歳未満がん年齢調整死亡率:人口10万あたり)													
胃がん 40.5%	肺がん 47.6%																															
大腸がん 44.8%	乳がん 47.2%																															
子宮頸がん 40.7%	※対象年齢～69歳まで																															
(H28年) 男性 482.0 ⇒ 447.6	(R1年)																															
女性 349.2 ⇒ 311.2																																
(がん年齢調整罹患率:人口10万あたり)																																
(H28年) 総数 70.0 ⇒ 59.0	(R3年)																															
男性 88.1 ⇒ 73.2																																
女性 53.8 ⇒ 45.7																																
(75歳未満がん年齢調整死亡率:人口10万あたり)																																

## 疾病対策における計画素案の概要(滋賀県循環器病対策推進計画)

現状と課題	→ 施策 (課題に対してどのような対策を取るか)	→ 目標 (対策の実施によって何を実現するか)																				
<p>がん治療に伴う心血管合併症の診療体制の構築など、他の疾患等に係る対策との連携が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 年齢調整死亡率の減少           <p>(H28年) (R3年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・脳血管疾患 男性 87.5 ⇒ 73.7 女性 55.2 ⇒ 49.6</li> <li>・虚血性心疾患 男性 91.4 ⇒ 75.5 女性 40.7 ⇒ 32.4 (年齢調整死亡率:人口10万あたり)</li> </ul> </li> <li>● 救急搬送体制           <p>救急要請から医療機関への収容平均時間(R3年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>滋賀県 34.8分</li> <li>全 国 42.8分</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 循環器病の医療体制の充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 救急搬送体制の整備</li> <li>➢ 脳卒中医療提供体制の整備</li> <li>➢ 心疾患医療提供体制の整備</li> </ul> </li> <li>● 暮らしを支える共生社会の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ リハビリテーションの充実</li> <li>➢ 医療と生活管理の体制整備(重症化・再発・再入院予防)</li> <li>➢ 小児・若年期の循環器病への支援</li> </ul> </li> <li>● 施策を支える基盤づくり等           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備</li> <li>➢ 長期にわたるがん治療による循環器病へのリスクやがんに伴う血栓リスクの情報提供</li> <li>➢ 感染症発生・まん延時や災害時等の有事を見据えた対策</li> </ul> </li> <li>● 子どもの頃からの循環器病の予防と正しい知識の普及啓発           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 発症予防(受診支援や危険因子の管理)</li> <li>➢ 突然の発症時の対応(応急手当・救急要請)</li> </ul> </li> </ul>	<p>循環器病への理解と行動、切れ目のない医療や支援、自分らしい暮らしの継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 年齢調整死亡率が減少 (R3年) (目標)           <table> <tr> <td>脳血管疾患</td> <td>男性</td> <td>73.7</td> <td>→</td> <td>減少</td> </tr> <tr> <td></td> <td>女性</td> <td>49.6</td> <td>→</td> <td>減少</td> </tr> <tr> <td>虚血性心疾患</td> <td>男性</td> <td>75.5</td> <td>→</td> <td>減少</td> </tr> <tr> <td></td> <td>女性</td> <td>32.4</td> <td>→</td> <td>減少</td> </tr> </table> <p>(年齢調整死亡率:人口10万あたり)</p> </li> <li>● 再発・重症化予防ができる 脳卒中の再発率 24.4% → 減少 (2011～2016年)</li> <li>心不全の再入院率平均値(R4年) 半年後 14.9% → 減少 1年後 17.0% → 減少</li> </ul>	脳血管疾患	男性	73.7	→	減少		女性	49.6	→	減少	虚血性心疾患	男性	75.5	→	減少		女性	32.4	→	減少
脳血管疾患	男性	73.7	→	減少																		
	女性	49.6	→	減少																		
虚血性心疾患	男性	75.5	→	減少																		
	女性	32.4	→	減少																		
		<p>- 8 -</p>																				

# 疾病対策における計画素案の概要(滋賀県感染症予防計画)

現状と課題	施策	目標
	(課題に対してどのような対策を取るか)	(対策の実施によって何を実現するか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新型コロナウイルス感染症の教訓を踏まえ、平時からの備えが必要           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 既存の感染症病床数を大幅に上回る患者が発生</li> <li>➢ 衛生科学センターや医療機関・民間検査機関の検査能力を超える検査需要が発生</li> <li>➢ 発生届の受理、積極的疫学調査等により、保健所業務がひっ迫</li> <li>➢ 隔離先・療養先が不足</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療措置協定の締結を推進し、新興感染症発生時・まん延時の医療提供体制を確保           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 病床の確保</li> <li>② 発熱外来医療機関の確保</li> <li>③ 自宅療養者等への医療提供をする医療機関の確保</li> </ul> </li> <li>● 検査体制の強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 衛生科学センターの体制強化</li> <li>② 検査措置協定により、平時から医療機関・民間検査機関の検査体制の確保</li> </ul> </li> <li>● 保健所体制の強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域保健法基本方針に基づく健康危機対処計画策定</li> <li>② IHEAT要員の確保</li> </ul> </li> <li>● 宿泊施設確保措置協定により、平時から宿泊療養施設を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「誰もが症状に応じて適切な医療にアクセスすることができるとともに、安心して療養生活を送ることができる           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新興感染症発生時・まん延時の医療提供体制を確保               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 新興感染症用病床 500床確保(感染症病床含む) 内 重症用病床 52床確保</li> <li>② 発熱外来対応医療機関 594機関確保</li> <li>③ 地域の医療福祉の連携推進 病院・診療所→325機関確保 薬局→373施設確保 訪問看護事業所→65事業所確保</li> </ul> </li> <li>● 検査体制の強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 衛生科学センターの再整備にあわせて、検査体制を強化 1日あたり核酸検出検査可能数 210件→420件 1週あたりゲノム解析可能数 30件→100件</li> <li>② 医療機関・民間検査機関の検査可能数確保 流行初期→180件/1日 流行初期以降→4080件/1日</li> </ul> </li> <li>● 保健所体制の強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 新興感染症発生時・まん延時の受援体制の整備</li> <li>② IHEAT要員確保目標 → 100人</li> </ul> </li> <li>● 流行初期から隔離施設として運用する宿泊施設を確保               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 流行初期→62室 流行初期以降→677室</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

# 健康づくりにおける計画素案の概要(「健康いきいき21-健康しが推進プラン-」)

現状と課題	→ 施策	→ 目標																							
	(課題に対してどのような対策を取るか)	(対策の実施によって何を実現するか)																							
<p>さらなる<b>健康寿命の延伸</b>が必要 (健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">（歳）</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>滋賀県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均寿命 R2(2020)年</td><td>男性</td><td>82.73 (全国1位)</td> <td>81.49</td> </tr> <tr> <td></td><td>女性</td><td>88.26 (全国2位)</td> <td>87.60</td> </tr> <tr> <td>健康寿命 R1(2019)年</td><td>男性</td><td>81.07 (全国2位)</td> <td>79.91</td> </tr> <tr> <td></td><td>女性</td><td>84.61 (全国7位)</td> <td>84.18</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 40～60歳代の男性の約3人に1人が肥満      ➤ 15～19歳の女性のやせの割合 27.7%      ➤ 20歳以上の男女の約9割が食塩摂取量を超過      ➤ 要介護(要支援)認定者数は、67,791人(R3年度)          ※ H12(2000)年度の制度創設時と比較して約2.9倍      ➤ 睡眠による休養を十分に取れていない人は3割以上      ➤ 健康に関心が薄い人も含め、県民が無理なく自然に健康な行動がとれる環境づくり</p>	（歳）					滋賀県	全国	平均寿命 R2(2020)年	男性	82.73 (全国1位)	81.49		女性	88.26 (全国2位)	87.60	健康寿命 R1(2019)年	男性	81.07 (全国2位)	79.91		女性	84.61 (全国7位)	84.18	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康寿命の延伸と健康格差の縮小                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ データ分析による健康課題の明確化 など</li> </ul> </li> <li>● 健康なひとづくり                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 栄養バランスに配慮した食生活の推進</li> <li>➤ 公共交通や公園を活用するなど、楽しみながら体を動かすきっかけづくり、運動の習慣化</li> <li>➤ 休養、ストレス解消、睡眠時間の量的確保</li> <li>➤ 高齢期等における生活機能の維持向上 など</li> </ul> </li> <li>● 健康なまちづくり                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 社会参加につながる取組の推進</li> <li>➤ 国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会を見据え、スポーツに取り組みやすい環境づくり</li> <li>➤ 事業所の健康経営の推進 など</li> </ul> </li> <li>● みんなでつくろう「健康しが」の取組                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 企業・地域団体等が協力、「健康しが」共創会議の運営</li> <li>➤ 正確でわかりやすい健康情報の発信</li> <li>➤ 「女性の健康」ナショナルセンターとの連携</li> <li>➤ あらゆる分野との連携 など</li> </ul> </li> </ul>	<p>誰もが自分らしくいきいきと活躍し、みんなでつくり支え合う「健康しが」の実現</p> <p>(現状) (R17目標)</p> <p>(1)男性の肥満割合の減少          (20～60歳代) 28.0% → 22.0%</p> <p>(2)女性のやせ割合の減少          (15～19歳) 27.7%、(20～30歳) 20.9% → 15.0%</p> <p>(3)食塩の摂取量の減少 10.6 g → 7.0g</p> <p>(4)徒歩10分のところへ徒歩で行く人の割合の増加          (20～64歳) 男性 38.2%、女性 33.4% → 40.0%          (65歳以上) 男性 38.7%、女性 44.3% → 50.0%</p> <p>(5)睡眠で休養が取れている者の増加 69.9% → 80.0%</p> <p>(6)ワーク・ライフ・バランスの取組で労働時間の削減等を実施している事業所の増加 58.7% → 70.0%</p> <p>(7)誰もが気軽に立ち寄れる健康増進をサポートする場の増加 (健康イベント、通いの場、健康サポート薬局など)</p>
（歳）																									
		滋賀県	全国																						
平均寿命 R2(2020)年	男性	82.73 (全国1位)	81.49																						
	女性	88.26 (全国2位)	87.60																						
健康寿命 R1(2019)年	男性	81.07 (全国2位)	79.91																						
	女性	84.61 (全国7位)	84.18																						

## 健康づくりにおける計画素案の概要(滋賀県歯科保健計画－歯つらつしが21－)

現状と課題	→ 施策 (課題に対してどのような対策を取るか)	→ 目標 (対策の実施によって何を実現するか)
<p>むし歯の状況は改善しているが、<b>歯を残し、噛む機能の維持・向上と障害のある人への支援の継続が必要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● むし歯の状況は改善           <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ むし歯のない3歳児の割合 (H27)80.5% → (R4)89.6%</li> <li>➤ 12歳児一人平均むし歯数 (H28)0.68本 → (R4)0.46本</li> </ul> </li> <li>● 歯を残し、噛む機能の維持・向上が必要           <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 80歳で20本の歯を残す人の割合 (R4) 56.2% (目標達成)</li> <li>➤ 何でも噛んで食べることができる60歳代の割合 (R4) 66.2% (目標値80%未達成)</li> </ul> </li> <li>● 障害のある人への支援の継続が必要           <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 障害者通所事業所の歯科健診の実施割合 (H27)41.0% → (R4)36.4%</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ライフステージに応じた取組           <ul style="list-style-type: none"> <li>(幼児期・少年期)               <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ブラッシング習慣の定着</li> <li>➤ かかりつけ医への定期的な受診</li> <li>➤ 保育所・学校等でフッ化物洗口 など</li> </ul> </li> <li>(青壯年・中年期)               <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ オーラルフレイル対策に関する情報発信</li> <li>➤ かかりつけ医への定期的な受診</li> <li>➤ 市町や職場が提供する健診の活用 など</li> </ul> </li> <li>(高齢期)               <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 口腔ケアによる誤嚥性肺炎の予防</li> <li>➤ 訪問歯科診療の普及</li> <li>➤ 関係者と連携した口腔ケア など</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>● 障害者(児)への歯科口腔保健           <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 関係者と連携した歯科医療・健診・保健指導の体制強化など</li> </ul> </li> </ul>	<p>健康で、はつらつとした生活を営むもとなる健康な口を保つことができる</p> <p>(現状) (R17目標)</p> <p>(1)3歳時で4本以上のむし歯を有する者の割合の減少 2.8% → 0%</p> <p>(2)10歳代で歯肉に炎症を有する者の割合の減少 15.6% → 10.0%</p> <p>(3)定期的に歯科健診を受ける人の割合の増加 37.0% → 65.0%</p> <p>(4)50歳以上における咀嚼(そしゃく)良好者の割合の増加 66.9% → 80.0%</p> <p>(5)80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加 56.2% → 85.0%</p> <p>(6)口腔衛生センターと地域の歯科診療所の連携ケースの増加</p>

## 健康づくりにおける計画素案の概要(滋賀県食育推進計画)

現状と課題	→ 施策 (課題に対してどのような対策を取るか)	→ 目標 (対策の実施によって何を実現するか)																					
<p>やせ、肥満の人の増加、朝食の欠食率の増加などについて改善が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● やせの人の割合が増加           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 15~19歳女性 (H27)20.5% → (R4)27.7%</li> </ul> </li> <li>● 肥満の人の割合が増加           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 20~60歳代男性 (H27)25.8% → (R4)28.0%</li> </ul> </li> <li>● 朝食の欠食率が増加(学生や若い男性など)           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 高等学校2年生 (H28) 8.4% → (R4)10.7%</li> <li>➢ 30歳代男性 (H27)18.7% → (R4)29.6%</li> </ul> </li> <li>● 環境こだわり農業の県民の認知度が向上 (H28)47.1% → (R4)54.5%(目標達成)</li> <li>● 食育に关心を持つ県民の割合が低下 (H27)60.1% → (R4)54.7%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもから大人までの生涯にわたる食育の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 家庭における食育推進</li> <li>➢ 学校、保育所等における食育推進</li> <li>➢ 多様な暮らしに対応した食育推進</li> <li>➢ デジタル化に対応した食育推進 など</li> </ul> </li> <li>● 持続可能な食を支える環境の整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地域の食文化の継承と創造</li> <li>➢ 地産地消の推進 など</li> </ul> </li> <li>● 県民との協働による食育運動の展開           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 食育推進体制の整備</li> <li>➢ 食育推進活動者等の育成・支援</li> <li>➢ 食育推進運動の普及・定着 など</li> </ul> </li> </ul>	<p>食で育み、誰もが元気でこころ豊かに暮らすことができる</p> <table border="0"> <tr> <td>(1)やせの人の割合の減少 15~19歳女性</td> <td>(現状) 27.7%</td> <td>(目標) 15.0%</td> </tr> <tr> <td>(2)肥満の人の割合の減少 20~60歳代男性</td> <td>28.0%</td> <td>→ 22.0%</td> </tr> <tr> <td>(3)朝食の欠食率の減少 小学校6年生 中学校3年生 高等学校2年生 20~30歳代 男性 29.4%、女性 19.7%</td> <td>4.5% 7.2% 10.7% → 15.0%</td> <td>→ 1.0% 3.0% 5.0% → 15.0%</td> </tr> <tr> <td>(4)バランスのとれた食事に気をつけている人の割合の増加 (20歳以上)</td> <td>79.9%</td> <td>→ 増加</td> </tr> <tr> <td>(5)ICTやデジタル技術を活用し、多様で広がりのある食育情報の発信</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6)「おいしが うれしが」キャンペーン登録事業者の増加 1,101事業者 → 1,250事業者 (令和7年度)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7)食育に关心を持つ県民の割合の増加 54.7% → 90.0%以上</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(1)やせの人の割合の減少 15~19歳女性	(現状) 27.7%	(目標) 15.0%	(2)肥満の人の割合の減少 20~60歳代男性	28.0%	→ 22.0%	(3)朝食の欠食率の減少 小学校6年生 中学校3年生 高等学校2年生 20~30歳代 男性 29.4%、女性 19.7%	4.5% 7.2% 10.7% → 15.0%	→ 1.0% 3.0% 5.0% → 15.0%	(4)バランスのとれた食事に気をつけている人の割合の増加 (20歳以上)	79.9%	→ 増加	(5)ICTやデジタル技術を活用し、多様で広がりのある食育情報の発信			(6)「おいしが うれしが」キャンペーン登録事業者の増加 1,101事業者 → 1,250事業者 (令和7年度)			(7)食育に关心を持つ県民の割合の増加 54.7% → 90.0%以上		
(1)やせの人の割合の減少 15~19歳女性	(現状) 27.7%	(目標) 15.0%																					
(2)肥満の人の割合の減少 20~60歳代男性	28.0%	→ 22.0%																					
(3)朝食の欠食率の減少 小学校6年生 中学校3年生 高等学校2年生 20~30歳代 男性 29.4%、女性 19.7%	4.5% 7.2% 10.7% → 15.0%	→ 1.0% 3.0% 5.0% → 15.0%																					
(4)バランスのとれた食事に気をつけている人の割合の増加 (20歳以上)	79.9%	→ 増加																					
(5)ICTやデジタル技術を活用し、多様で広がりのある食育情報の発信																							
(6)「おいしが うれしが」キャンペーン登録事業者の増加 1,101事業者 → 1,250事業者 (令和7年度)																							
(7)食育に关心を持つ県民の割合の増加 54.7% → 90.0%以上																							

# 各対策を支える仕組みにおける計画素案の概要(滋賀県国民健康保険運営方針)

現状と課題	施策	目標
	(課題に対してどのような対策を取るか)	(対策の実施によって何を実現するか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度からの国保改革は、概ね順調に実施されており、次期計画においては、都道府県単位化の更なる深化(保険料水準の統一)を図る必要がある。</li> </ul> <p><b>県内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料(税)となる保険料水準の統一の実現</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国保財政の安定化や被保険者間の公平性等の観点から、保険料水準の統一の時期を定める</li> </ul> <p>(1)市町が目指すべき標準保険料を示す ・市町が目指すべき基準となる標準保険料(全市町同じ保険料)を示す</p> <p>(2)標準保険料の平準化に係る対策 ・医療費の増加により標準保険料が急増しないよう、県財政安定化基金に計画的に積立て等を行う</p> <p>(3)市町の国保財政安定化に係る対策 ・保険料水準の統一後、市町財政調整基金を活用することなく、安定した財政運営をできる制度を検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料水準の統一の時期について原則 令和 9年度とする。 (ただし、市町の個別事情を考慮し移行期間を令和11年度まで設ける)。</li> </ul>
<p>(1) 標準保険料(納付金)の算定方法</p> <p>平成30年度～ ・医療費を県全体で支え合う</p> <p>令和3年度～ ・出産育児一時金、葬祭費を県全体で支え合う ・収納率の違いを県全体で調整をする</p> <p>(2) 市町の現状</p> <p>・市町の保険料は、差がある ・市町が保有する財政調整基金は、差がある</p>		

# 各対策を支える仕組みにおける計画素案の概要(滋賀県医療費適正化計画)

現状と課題	→ 施策 (課題に対してどのような対策を取るか)	→ 目標 (対策の実施によって何を実現するか)																																																																
<p>● 医療費の現状 4,371億円 → 4,539億円 (平成30年度) (令和3年度)</p> <p>● 第3期医療費適正化計画の中間の現状 施策実行による医療費見込 4,590億円(R3年度) 実績医療費 4,539億円(R3年度) 適正化効果額(中間) ▲51億円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>目標 (令和5年度)</th><th>実績 (令和3年度)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定健康診査の受診率</td><td>70%以上</td><td>60%</td></tr> <tr> <td>特定保健指導の実施率</td><td>45%以上</td><td>26.3%</td></tr> <tr> <td>糖尿病の重症化予防の推進 (糖尿病性腎症による新規透析導入者数)</td><td>181人以下</td><td>165人</td></tr> <tr> <td>医薬品の適正使用の推進に 関する目標</td><td>19市町で保健 指導を実施</td><td>19市町で保 健指導を実施</td></tr> </tbody> </table> <p>● 医療費の更なる適正化に向け、新たな目標の設定の検討</p>		目標 (令和5年度)	実績 (令和3年度)	特定健康診査の受診率	70%以上	60%	特定保健指導の実施率	45%以上	26.3%	糖尿病の重症化予防の推進 (糖尿病性腎症による新規透析導入者数)	181人以下	165人	医薬品の適正使用の推進に 関する目標	19市町で保健 指導を実施	19市町で保 健指導を実施	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>主な施策</th><th>目標(令和11年度)</th><th>実績(令和3年度)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">住民の健康に対する保持の推進</td><td>・特定健康診査の受診率</td><td>70%以上</td><td>60.0%</td></tr> <tr> <td>・特定保健指導の実施率</td><td>45%以上</td><td>26.3%</td></tr> <tr> <td>・特定保健指導対象者の割合の減少率</td><td>25%以上(平成20年度比)</td><td>9.1%</td></tr> <tr> <td>たばこ対策(20歳以上の喫煙率)</td><td>・健康被害の普及啓発</td><td>男性15.0%以下 女性3.0%以下 (R16)</td><td>男性 19.3% 女性 4.2% (R4)</td></tr> <tr> <td>糖尿病の重症化予防の推進 (糖尿病性腎症による新規透析導入者数)</td><td>・保険者、医療機関等と連携した体制の推進</td><td>各年度165人以下</td><td>165人</td></tr> <tr> <td>高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 (骨折予防・骨粗しょう症予防等の推進)</td><td>・後期高齢者医療後期連合と市町への支援 ・医療機関と連携した普及啓発</td><td>各年度19市町で実施</td><td>15市町で実施 (R4)</td></tr> <tr> <td>がん検診の受診率 (胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん)</td><td>・企業等と連携した普及啓発</td><td>各60%以上</td><td>胃がん40.5%、肺がん47.6%、 大腸がん44.8%、乳がん47.2%、 子宮頸がん40.7% (R4)</td></tr> <tr> <td>予防接種に関する施策の推進</td><td>・市町、医療機関等と連携した普及啓発</td><td>---</td><td>---</td></tr> <tr> <td rowspan="4">医療推進に効率的な目標提供の</td><td>後発医薬品の使用割合</td><td>80.0%以上</td><td>83.5% (R4)</td></tr> <tr> <td>バイオ後続品の使用割合</td><td>80%以上置き換わった成分数が 全体の成分数の60.0%以上</td><td>80%以上置き換わった成分数が 全体の成分数の12.5%</td></tr> <tr> <td>医薬品の適正使用の推進</td><td>・多剤投与者等への訪問指導</td><td>19市町で保健指導を実施</td><td>19市町で保健指導を実施</td></tr> <tr> <td>急性気道感染症・急性下痢症の抗菌薬の薬剤費 外来白内障手術、外来化学療法</td><td>・適正使用に関する普及啓発 ・医療関係者との連携</td><td>半減(令和元年度比) 外来実施を全国平均以上</td><td>約4億7,200万円 (R1) 外来白内障手術 全国平均以下 外来化学療法 全国平均以上</td></tr> </tbody> </table>	項目	主な施策	目標(令和11年度)	実績(令和3年度)	住民の健康に対する保持の推進	・特定健康診査の受診率	70%以上	60.0%	・特定保健指導の実施率	45%以上	26.3%	・特定保健指導対象者の割合の減少率	25%以上(平成20年度比)	9.1%	たばこ対策(20歳以上の喫煙率)	・健康被害の普及啓発	男性15.0%以下 女性3.0%以下 (R16)	男性 19.3% 女性 4.2% (R4)	糖尿病の重症化予防の推進 (糖尿病性腎症による新規透析導入者数)	・保険者、医療機関等と連携した体制の推進	各年度165人以下	165人	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 (骨折予防・骨粗しょう症予防等の推進)	・後期高齢者医療後期連合と市町への支援 ・医療機関と連携した普及啓発	各年度19市町で実施	15市町で実施 (R4)	がん検診の受診率 (胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん)	・企業等と連携した普及啓発	各60%以上	胃がん40.5%、肺がん47.6%、 大腸がん44.8%、乳がん47.2%、 子宮頸がん40.7% (R4)	予防接種に関する施策の推進	・市町、医療機関等と連携した普及啓発	---	---	医療推進に効率的な目標提供の	後発医薬品の使用割合	80.0%以上	83.5% (R4)	バイオ後続品の使用割合	80%以上置き換わった成分数が 全体の成分数の60.0%以上	80%以上置き換わった成分数が 全体の成分数の12.5%	医薬品の適正使用の推進	・多剤投与者等への訪問指導	19市町で保健指導を実施	19市町で保健指導を実施	急性気道感染症・急性下痢症の抗菌薬の薬剤費 外来白内障手術、外来化学療法	・適正使用に関する普及啓発 ・医療関係者との連携	半減(令和元年度比) 外来実施を全国平均以上	約4億7,200万円 (R1) 外来白内障手術 全国平均以下 外来化学療法 全国平均以上	<p>令和11年度医療費(施策なし) 5,262億円 施策実行による医療費見込 5,216億円 適正化効果額 ▲46億円</p>
	目標 (令和5年度)	実績 (令和3年度)																																																																
特定健康診査の受診率	70%以上	60%																																																																
特定保健指導の実施率	45%以上	26.3%																																																																
糖尿病の重症化予防の推進 (糖尿病性腎症による新規透析導入者数)	181人以下	165人																																																																
医薬品の適正使用の推進に 関する目標	19市町で保健 指導を実施	19市町で保 健指導を実施																																																																
項目	主な施策	目標(令和11年度)	実績(令和3年度)																																																															
住民の健康に対する保持の推進	・特定健康診査の受診率	70%以上	60.0%																																																															
	・特定保健指導の実施率	45%以上	26.3%																																																															
	・特定保健指導対象者の割合の減少率	25%以上(平成20年度比)	9.1%																																																															
たばこ対策(20歳以上の喫煙率)	・健康被害の普及啓発	男性15.0%以下 女性3.0%以下 (R16)	男性 19.3% 女性 4.2% (R4)																																																															
糖尿病の重症化予防の推進 (糖尿病性腎症による新規透析導入者数)	・保険者、医療機関等と連携した体制の推進	各年度165人以下	165人																																																															
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 (骨折予防・骨粗しょう症予防等の推進)	・後期高齢者医療後期連合と市町への支援 ・医療機関と連携した普及啓発	各年度19市町で実施	15市町で実施 (R4)																																																															
がん検診の受診率 (胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん)	・企業等と連携した普及啓発	各60%以上	胃がん40.5%、肺がん47.6%、 大腸がん44.8%、乳がん47.2%、 子宮頸がん40.7% (R4)																																																															
予防接種に関する施策の推進	・市町、医療機関等と連携した普及啓発	---	---																																																															
医療推進に効率的な目標提供の	後発医薬品の使用割合	80.0%以上	83.5% (R4)																																																															
	バイオ後続品の使用割合	80%以上置き換わった成分数が 全体の成分数の60.0%以上	80%以上置き換わった成分数が 全体の成分数の12.5%																																																															
	医薬品の適正使用の推進	・多剤投与者等への訪問指導	19市町で保健指導を実施	19市町で保健指導を実施																																																														
	急性気道感染症・急性下痢症の抗菌薬の薬剤費 外来白内障手術、外来化学療法	・適正使用に関する普及啓発 ・医療関係者との連携	半減(令和元年度比) 外来実施を全国平均以上	約4億7,200万円 (R1) 外来白内障手術 全国平均以下 外来化学療法 全国平均以上																																																														

## 計画の策定スケジュール

12月	厚生・産業常任委員会に報告(素案)
12月～令和6年1月	県民政策コメントの実施 市町・関係団体への意見照会
3月	厚生・産業常任委員会に報告(計画案・県民政策コメント結果) 計画策定

※計画ごとに、専門的な協議会等の意見を聴取する

# 參考資料





# 「滋賀県外来医療計画(素案)」の概要

[計画期間] 令和6年度～令和8年度

## I 計画改定の趣旨

外来医療に係る偏在指標を定め、また外来医療に関する情報を可視化して、その情報を新規開業希望者等へ情報提供とともに、地域の医療関係者等において外来医療機関間での機能分化・連携の方針等について協議を行い、協議を踏まえた取組を推進することを目的として、「滋賀県外来医療計画」を策定している。

現行計画の期間は、令和5年度(2023年度)までであるため、令和6年度(2024年度)以降に向けて本計画を改定する。

## II 計画の位置づけ

- 医療法第30条の4第1項の規定に基づく医療計画の一部(外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項)として策定

## III 計画の構成

- 第1章 基本事項  
 1 計画策定の趣旨  
 2 計画の位置づけおよび期間  
 3 区域単位

- 第2章 外来医療機能の現状  
 1 外来医療の現状  
 2 滋賀県の外来医療提供体制

- 第3章 外来医師偏在指標  
 1 外来医師偏在指標  
 2 外来医師多数区域  
 3 外来医師偏在指標等の公表

- 第4章 新規開業希望者等に対する情報提供  
 1 地域に求められる医療機能  
 2 新規開業希望者等に対する情報提供  
 3 外来医師多数区域における新規開業希望者による届出および届出の際に求める事項

- 第5章 外来医療に関する協議の場の設置  
 1 外来医療機能に関する協議  
 2 地域で不足している外来医療機能  
 3 外来医療の機能の明確化・連携

- 第6章 医療機器の効率的な活用  
 1 医療機器の効率的な活用に関する考え方  
 2 医療機器の保有状況  
 3 医療機器の配置状況  
 4 医療機器に関する協議の場の設置  
 5 医療機器の効率的な活用のための検討

- 第7章 計画の推進  
 1 進行管理

## IV 計画の概要

### 外来医師偏在指標

- 地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の客観的な把握を行うために、診療所の医師の多寡を**外来医師偏在指標**として可視化する
- 診療所の外来医療需要・人口および将来の変化、患者の流入出等、べき地の地理的条件、医師偏在の種別を考慮した指標
- 外来医師偏在指標の値が全国上位33.3%に該当する二次医療圏を、**外来医師多数区域**と設定する

### 新規開業希望者等に対する情報提供

- 外来医師偏在指標および**外来医師多数区域**である二次医療圏の情報や、医療機関のマッピングに関する情報等、開業に当たって参考となるデータと併せて公表し、新規開業希望者等に情報提供する
- 外来医師多数区域においては、届出様式を定め、新規開業希望者に対し、地域で不足する医療機能を担うことに対する考え方を確認する
- 届出の内容については協議の場において確認を行う

### 外来医療に関する協議の場の設置

- 各圏域に設置されている地域医療構想調整会議を地域で不足する外来医療機能や外来医療機能の機能分化・連携について議論を行う、**協議の場**として活用する
- 外来医師多数区域においては、新規開業希望者に対して、協議の内容を踏まえて、初期救急(夜間・休日の診療)、在宅医療、公衆衛生(学校医、産業医、予防接種等)等の地域で不足する医療機能に関する情報を提供する
- 外来医療機能の明確化・連携に向けて、各地域医療構想調整会議で協議を行い、医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う紹介受診重点医療機関を決定し、公表する

### 紹介受診重点医療機関 令和5年(2023年)11月1日時点

圏域	医療機関名
大津	地域医療機能推進機構滋賀病院、滋賀医科大学医学部附属病院、大津赤十字病院、市立大津市民病院
湖南	淡海医療センター、淡海ふれあい病院、県立総合病院、済生会滋賀県病院、市立野洲病院
甲賀	公立甲賀病院
東近江	近江八幡市立総合医療センター、東近江総合医療センター
湖東	彦根市立病院
湖北	市立長浜病院、長浜赤十字病院
湖西	高島市民病院

※毎年度の協議の結果、変更される可能性があります

### 目標

目標項目	目標(令和8年度)
外来医療に対して満足する県民の割合	計画初年度より上昇
各紹介受診重点医療機関の紹介率・逆紹介率	計画初年度より上昇
医療機器の共同利用計画作成数	計画初年度より増加

### 『滋賀県の二次保健医療圏別外来医師偏在指標』

圏域名	前回策定期(R2.3)		今回改定期(R5.11)				
	外来医師偏在指標	全国順位(335二次医療圏中)	区分	外来医師偏在指標	全国順位(330二次医療圏中)	前回順位(R2.3)比較	区分
大津	118.0	55位	外来医師多数区域	125.7	41位	↑14	外来医師多数区域
湖南	98.5	156位		105.3	135位	↑21	
甲賀	83.5	267位		86.5	252位	↑15	
東近江	95.0	183位		94.8	200位	↓17	
湖東	101.2	142位		98.2	180位	↓38	
湖北	90.2	226位		98.2	181位	↑45	
湖西	93.9	195位		94.1	206位	↓11	

### 【参考】無床診療所の開業規制を行う場合の課題

- ・**自由開業制との関係** (現行制度上、医師免許は開業免許と位置付けられており、憲法で保障された営業の自由との関係の整理が必要)
- ・**国民皆保険との関係** (国民皆保険を採用する我が国においては、保険上の制限も実質上の開業制限)
- ・**雇入れ規制の必要性** (開業規制を行うのであれば、雇入れ規制が必要であるが、これは事実上困難)
- ・**新規参入抑制による医療の質低下への懸念** (新規参入がなくなれば、医療の質を改善・向上するインセンティブが低下する懸念)
- ・**駆け込み開設への懸念** (病床規制を導入した際は、S59～H3の間に238,916床増床)

### 医療機器の効率的な活用

#### 医療機器の配置状況に関する情報提供

- 地域の医療ニーズを踏まえ、地域ごとの医療機器の配置状況を医療機器の種類ごと(CT、MRI、PET(PETおよびPET-CT)、放射線治療(リニアックおよびガンマナイフ)、マンモグラフィの項目ごとに)に指標化し、可視化する
- 医療機器の配置状況に関する指標に加えて、医療機器を有する医療機関についてマッピングに関する情報等について情報を公表する

#### 医療機器の稼働状況に関する情報提供

- 令和5年4月1日以降に医療機器を新規購入した医療機関は、医療機器の稼働状況(医療機器の利用件数や共同利用の有無等)について、県へ報告し、県は報告された稼働状況を、協議の場において報告する
- 報告があった稼働状況は、医療機関や金融機関等の関係者に情報提供を行う

#### 医療機器に関する協議の場の設置・効率的な活用のための検討

- 外来医療機能の協議の場を活用する
- 医療機器の種類ごとに共同利用の方針について協議を行い、結果を公表する
- 医療機関が医療機器を購入する場合には、共同利用に係る計画の作成を検討し、県は提出された計画を定期的に協議の場において確認する

# 「滋賀県がん対策推進計画（第4期）（素案）」の概要



[計画期間] 令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度) (6年間)

## 計画改定の趣旨

がん対策基本法が平成28年(2016年)12月に一部改正され、基本理念には医療の提供だけでなく、社会環境の整備が図られることが追加された。第3期滋賀県がん対策推進計画が令和5年度で終期を迎える、「がん対策推進基本計画」を踏まえて、がん対策を見直し計画を改定する。

## 計画の位置づけ

がん対策基本法第12条第1項に規定する「都道府県がん対策推進計画」にあたる。

「健康いきいき21健康しが推進プラン」「保健医療計画」等との整合性を図り、一体的な事業を推進する。

## 計画の構成

### 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨 2 基本方針 3 計画の位置づけ

4 計画の期間

### 第2章 本県のがんに関する現状

1 死亡 2 罹患 3 医療

### 第3章 基本理念および全体目標

### 第4章 分野別施策および目標

#### 1 がん予防

(1) がんの予防 (2) がんの早期発見・がん検診

#### 2 がん医療の充実

(1) がん医療提供体制等 (2) 希少がん、難治性がん対策 (3) 小児がん、AYA（思春期・若年成人）世代のがん、高齢者のがん (4) がん研究 (5) 病理診断

#### 3 がんとの共生

(1) 相談支援・情報提供 (2) 地域連携と在宅医療の充実

(3) がん患者・家族等の社会的な問題について (4) ライフステージに応じたがん対策

#### 4 これらを支える基盤の整備

(1) 人材育成 (2) がん教育、がんに関する知識の普及啓発 (3) がん登録 (4) デジタル化の推進

### 第5章 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

#### 1 患者・県民参画の推進と関係者等の連携協力の更なる強化

#### 2 感染症発生・まん延時や災害時を見据えた対策

#### 3 計画の進行管理と評価

## 基本理念および全体目標

### 基本理念：誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現

～県民が、がんを知り、がんを予防し、がんになっても納得した医療・支援が受けられ、自分らしく暮らせる滋賀を目指して～

＜全体目標＞ ○科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ○患者本位のがん医療の実現 ○尊厳をもって安心して暮らせる社会の構築

## 分野別施策および目標

(主な指標)

### 1. がんの予防

#### 成人喫煙率

(男性：19.3% → 15.0%へ、女性：4.2% → 3.0%へ)

#### がん検診受診率（69歳まで）

(胃：40.5%、肺：47.6%、大腸：44.8%、乳：47.2%、子宮頸：40.7%、→各60%へ)

### 2. がん医療の充実

質の高いがん医療の均てん化（拠点：6病院、地域：1病院、支援：6病院 → 維持）

専門的な医療従事者の配置（拠点6病院中、放射線専門医5病院、がん薬物療法専門医4病院、病理専門医5病院、細胞診専門医5病院 → 増加）

### 3. がんとの共生

がんと診断されたときから緩和ケアの対象であると思っていると回答した割合（27.0% → 増加）

### 4. これらを支える基盤の整備

がん診察領域に関する専門職員の配置状況（総数：1584.99人 → 増加）

がん教育の外部講師活用校数（小学校：47校、中学校：32校、高等学校：3校、特別支援学校：1校 → 増加）

院内がん登録の実施機関数（16病院 → 維持）

がん情報しがへの閲覧件数（4,288件 → 増加）

がん相談支援センターにおいてメール相談を実施している拠点病院数（6病院 → 維持）

#### (1) がん予防

○喫煙対策 ○禁煙支援  
○食生活、生活習慣、体型の見直し  
○感染症対策と知識の普及

#### (2) がんの早期発見・がん検診

○受診率向上対策  
○がん検診精度管理の維持向上  
○職域におけるがん検診の精度管理の推進

#### ⑦がんと診断された時からの緩和ケアの推進

○早期からの緩和ケアの提供  
○緩和ケアの質の向上

#### (2) 希少がん、難治性がん対策

○中核的医療機関との連携による医療提供

#### (3) 小児がん、AYA（思春期・若年成人）世代のがん、高齢者のがん対策

○年齢特性に応じた医療の提供

#### (4) がん研究

○治験や高度先進医療の情報提供

#### (5) 病理診断

○病理診断体制の整備

○適切な病理診断の実施

#### ②アビアランスケアについて

○外見支援の充実

#### ③就労以外の社会的な問題について

○経済、生活の充実

#### (4) ライフステージに応じたがん対策

○小児がん・AYA世代の相談支援体制の整備

○生殖機能温存の情報提供

○高齢者に対する意思決定支援

#### (1) 人材育成

○専門的な医療従事者の育成・配置  
(2) がん教育、がんに関する知識の普及啓発  
○がん教育の充実  
○関係組織との連携による啓発の充実

#### (3) がん登録

○がん登録の適切な情報提供  
(4) デジタル化の推進  
○がんに関する情報へのアクセス

# 滋賀県循環器病対策推進計画(第2期)(素案)の概要

<基本理念> 誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現 ~循環器病への理解と行動、切れ目のない医療や支援、自分らしい暮らしの継続~

## 計画の位置づけ

「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」第11条第1項に規定する計画。「保健医療計画」「健康いきいき21ー健康しが推進プラン」「滋賀県がん対策推進計画」「滋賀県感染症予防計画」「レイカデイア滋賀高齢者福祉プラン」「データヘルス計画」「障害者プラン」等関係計画との整合を図り、一体的に事業を推進

## 計画の期間

令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間

## 計画の構成

第1章 計画の策定にあたって  
 1 計画策定の趣旨 2 基本方針  
 3 計画の位置づけ  
 4 計画の期間 5 SDGsとの関係  
 第2章 本県の循環器病に関する現状  
 1 人口の状況 2 平均寿命と健康寿命  
 3 死亡の状況 4 発症の状況  
 5 医療の状況  
 第3章 基本理念と全体目標  
 第4章 重点的に取り組むべき事項  
 第5章 分野別施策

1 子どもの頃からの循環器病の予防と正しい知識の普及啓発  
 (1)健康増進  
 (2)発症予防(受診支援や危険因子の管理)  
 (3)突然の発症時の対応(応急手当・救急要請)  
 2 循環器病の医療提供体制の充実  
 (1)救急搬送体制の整備  
 (2)脳卒中医療提供体制の整備  
 (3)心疾患医療提供体制の整備  
 3 むらしを支える共生社会の推進  
 (1)リハビリテーションの充実  
 (2)医療と生活管理の体制の整備(重症化・再発・再入院予防)  
 (3)循環器病の後遺症を有する者に対する支援  
 (4)循環器病の緩和ケアの推進  
 (5)治療と仕事の両立支援  
 (6)小児・若年期の循環器病への支援  
 (7)循環器病に関する適切な情報提供・相談支援  
 4 施策を支える基盤づくり  
 (1)循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備  
 (2)循環器病の患者と家族を支える人材育成  
 (3)循環器病の研究の推進  
 第6章 循環器病を推進するために必要な事項

1 推進体制  
 2 それぞれの主体に期待される役割  
 3 他の疾患等に係る対策との連携  
 4 感染症発生・まん延時や災害時等の有事を見据えた対策  
 第7章 計画の進行管理

## 全体目標

- 子どもの頃からの循環器病の予防と正しい知識の普及啓発  
県民が、循環器病を知り、健康寿命が延伸されるよう取り組みます  
県民が、循環器病の発症を予防できるよう取り組みます
- 循環器病の医療提供体制の充実  
県民の、循環器病の年齢調整死亡率が減少するよう取り組みます  
県民が、早期治療と適正な医療により後遺症が抑えられるよう取り組みます
- 暮らしを支える共生社会の推進  
県民が、再発や重症化を予防できるよう取り組みます  
県民が、循環器病になってしまっても自分らしい暮らしを継続できるよう取り組みます

## 重点的に取り組むべき事項

### 患者・家族を含む県民、関係者の連携体制の構築

各分野目標を達成するために、患者・家族を含む県民の生活を視点に、関係者が連携を取り、互いにつながり合える体制をつくる

- 自らの健康増進・生活習慣病の予防のために身近な人とのつながり
- 発症予防に活かすために保健指導や受診支援、治療における保健医療専門職とのつながり
- 発症後の再発や重症化、合併症予防のための保健医療専門職とのつながり
- 要介護状態になっても、その人らしく生活できるよう介護・医療専門職や近隣とのつながり
- 急激な発症で、その場にいた人、救急隊、搬送先病院とのつながり
- 患者・家族の生活視点でのサポーターとしての多職種の専門職同士のつながり

## 分野別施策

### 1. 子どもの頃からの循環器病の予防と正しい知識の普及啓発

項目	具体的な施策	取組の方向性(中間目標)	目指す姿(分野目標)(主な指標)
(1)健康増進	○栄養・食生活(減塩・食育)○運動・身体活動(運動習慣) ○喫煙(禁煙支援)○飲酒(適正飲酒)○歯・口腔の健康(口腔ケア)○保健教育〇ヒートショック(予防啓発・情報発信)	◇よりよい生活習慣が定着し、循環器病が予防できる	◆県民が循環器病を知り、健康寿命が延伸する ・健康寿命(日常生活動作が自立している期間の平均) 男性 81.19年 女性 84.83年 →延伸
(2)発症予防 (受診支援や危険因子の管理)	○受診支援の充実(高血圧、脂質異常症、糖尿病受診勧奨) ○保健指導の充実〇不整脈の管理の推進(自己管理の啓発)	◇適切な治療が受けられている(危険因子の管理ができる)	◆循環器病の発症が予防できる ・脳血管疾患受療率(人口10万対) 入院 78.0 外来 40.0 →減少
(3)突然の発症時の対応 (応急手当・救急要請)	○適切な救急要請と早期受診の推進(脳卒中救急受診のスローガン FAST(Face,Arm,Speech,Time)等の啓発)	◇突然の症状出現時に対応ができる	・心疾患受療率(人口10万対) 入院 43.0 →減少

### 2. 循環器病の医療提供体制の充実

(1)救急搬送体制の整備	○メディカルコントロール協議会で実施基準の検討 ○救急救命士の技術水準の向上	◇発症後速やかな搬送体制が構築されている	◆年齢調整死亡率が減少している ・脳血管疾患年齢調整死亡率(人口10万対) 男性 73.7 女性 49.6 → 減少
(2)脳卒中医療提供体制の整備	○医療機関の連携による専門医療体制と人材の確保 ○来院後速やかな専門医療の開始	◇早期に専門的な治療が可能な連携体制が構築され、質の高い医療が提供されている	・虚血性心疾患年齢調整死亡率(人口10万対) 男性 75.5 女性 32.4 → 減少
(3)心疾患医療提供体制の整備	○医療機関の連携による専門医療体制と人材の確保 ○来院後速やかな専門医療の開始 ○継続した心臓リハビリテーションが行える体制の推進	◇早期に専門的な治療が可能な連携体制が構築され、質の高い医療が提供されている	◆早期治療と適正な医療により後遺症が抑えられている ・一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者の1ヵ月後社会復帰率 13.1% → 増加

### 3. むらしを支える共生社会の推進

(1)リハビリテーションの充実	○脳卒中(早期リハの実施・回復期・維持期リハビリ) ○心疾患(心臓リハビリ)の提供体制・人材の確保	◇必要なリハビリテーションが切れ目なく受けられる体制が構築されている	◆再発・重症化予防ができる ・脳卒中の再発率 24.4% → 減少 ・心不全の再入院率 半年後14.9% → 減少 1年後17.0% → 減少
(2)医療と生活管理の体制の整備 (重症化・再発・再入院予防)	○重症化・再入院予防のための医療の実践と生活管理の促進(脳卒中の再発予防・心不全の再入院予防)〇多職種連携体制の推進(地域包括ケアシステムの推進)〇関係機関・職能による危険因子の管理の推進(脳卒中・歯科・栄養指導等)	◇重症化・再入院予防のための医療の実践と生活管理ができている	
(3)循環器病の後遺症を有する者に対する支援	てんかん・高次脳機能障害・失語症の支援	◇後遺症を有する者に対する支援体制が充実している	
(4)循環器病の緩和ケアの推進	○循環器の緩和ケアの提供体制の検討・情報提供の推進	◇緩和ケアを提供できる体制が構築されている	
(5)治療と仕事の両立支援	○両立支援の充実・両立支援機関の連携	◇仕事を望む人が就労できている	
(6)小児・若年期の循環器病への支援	○児童生徒の心疾患の早期発見 ○成人科診療移行による適切な医療の提供の推進	◇胎児期の段階を含め、小児から成人まで必要な医療を切れ目なく行える体制が整備されている	
(7)循環器病に関する適切な情報提供・相談支援	○情報提供・相談支援のあり方の検討	◇適切な情報提供がされ、相談支援が受けられる体制が整備されている	

### 4. 施策を支える基盤づくり

(1)循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備	○循環器病データ収集の継続	◇循環器病の診療情報を収集して対策に活用できる
(2)循環器病の患者と家族を支える人材育成	○職能・多職種連携のための研修会の開催	◇循環器病に対応する人材の資質が向上する
(3)循環器病の研究の推進	○日頃の実践に基づいた研究の共有できる機会の確保	◇様々な立場で循環器病の予防や医療などの研究を進める



SDGs  
目標





# 「健康いきいき21-健康しが推進プラン-（第3次）」概要版（案）



## 計画の位置づけ

### ●計画の位置づけ

- ・健康増進法第8条第1項に規定する都道府県健康増進計画
- ・県民の生涯を通じた健康増進に係る総合的な計画であることから「保健医療計画」「医療費適正化計画」「食育推進計画」「歯科保健計画」「がん対策推進計画」「自殺対策計画」「レイカディア滋賀高齢者福祉プラン」「依存症対策推進計画」等の関係計画と整合性を図り一體的に推進
- 計画の期間　令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間

## 計画の構成

### 第1章 はじめに

計画の趣旨・位置づけ・期間・連携体制

### 第2章 県民の健康状況

1. 人口構成の推移と高齢化
2. 医療費の状況
3. 平均寿命の状況
4. 健康寿命の状況
5. 死亡の状況
6. 介護の状況
7. 生活習慣病の状況
8. 生活習慣の状況

### 第3章 計画の基本的な方向

基本理念、基本的な方向

### 第4章 施策の展開と目標

1. 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
2. 健康なひとづくり

#### (1) 健康増進

- ①栄養・食生活
- ②身体活動・運動
- ③休養・睡眠
- ④喫煙
- ⑤飲酒

#### ⑥歯・口腔の健康

#### ⑦生活機能の維持・向上

#### (2)個人の行動と健康状態の改善

- ①がん
- ②循環器病
- ③糖尿病
- ④COPD(慢性閉塞性肺疾患)

#### 3. 健康なまちづくり

#### (1) 多様な社会とのつながり・こころの健康の維持・向上

#### (2) 自然に健康になれる環境づくり

#### (3) 正しく知り、行動できるようICTを活用した情報発信、データの見える化

#### 4. みんなでつくろう「健康しが」の取組

#### 第5章 計画の推進体制の整備

「女性の健康」ナショナルセンターとの連携

基本理念：誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現

計画のめざす姿：

『誰もが自分らしくいきいきと活躍し、みんなでつくり支え合う「健康しが」の実現』

### 1. 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

各地域の健康課題の明確化・データを活用した予防的取組の推進

### 2. 健康なひとづくり

#### 【健康増進】

- ①栄養・食生活：適正体重の維持、バランスのとれた食事
- ②身体活動・運動：運動習慣化、楽しく生活の中での運動
- ③休養・睡眠：睡眠時間の確保、休養による心身の健康づくり
- ④喫煙：20歳未満の者・妊娠の喫煙防止、受動喫煙防止対策
- ⑤飲酒：正しい知識の普及、20歳未満の飲酒防止
- ⑥歯・口腔の健康：歯周病対策、定期歯科検診の推進
- ⑦生活機能の維持・向上：フレイル予防対策、こころの健康づくり

#### 【個人の行動と健康状態の改善】

- ①がん：がん検診受診率の向上（市町、保険者、企業、関係団体等の連携）
- ②循環器病：危険因子と生活習慣等の関連についての啓発、特定健診・特定保健指導の実施率向上
- ③糖尿病：未治療や治療中断者への受診勧奨、支援
- ④COPD：正しい知識の普及、禁煙支援のための情報提供

### 3. 健康なまちづくり

- (1) 多様な社会とのつながり・こころの健康の維持・向上：共食、心のサポーター養成、支え合い
- (2) 自然に健康になれる環境づくり：健康経営の推進、受動喫煙防止対策
- (3) 正しく知り、行動できるようICTを活用した情報発信、データの見える化

### 4. みんなでつくろう「健康しが」の取組

- (1) 企業・地域団体・自治体等様々な団体が出会い、それぞれの取組やアイデアを持ち寄り、共有し、語り合い、協力関係を構築して、県民の健康づくりに繋がる活動を創出するため、「健康しが」共創会議（プラットフォーム）などの取組を引き続き推進
- (2) 健康・医療・介護・社会環境等のデータ分析や意識調査により、県民の意識や健康課題を踏まえた取組を推進
- (3) 県民の健康づくりにつながる健康情報や取組方法を積極的に発信し、ICTを活用した取組を推進
- (4) あらゆる分野との連携推進より「健康しが」の気運醸成

## 数値目標

### 【健康なひとづくり】

#### <適性体重の維持>

- ・肥満：男性：20～60歳代 28.0% (R4) ⇒ 22.0% (R17)
- ・やせ：女性：20～30歳代 20.9% (R4) ⇒ 15.0% (R17)
- ・低栄養傾向：65歳以上 20.0% (R4) ⇒ 17.0% (R17)

#### <運動習慣者の増加>

- 男性：20～64歳 26.1% (R4) ⇒ 30.0% (R17)
- 女性：20～64歳 20.2% (R4) ⇒ 30.0% (R17)

#### <睡眠で休養がとれている者の増加>

69.9% (R4) ⇒ 80.0% (R17)

#### <よく噛んで食べができる者の増加> 50歳以上

67.6% (R4) ⇒ 80.0% (R17)

#### <コモティブシンドロームの減少> 人口千人対

228人 (R4) ⇒ 205人 (R17)

### 【健康なまちづくり】

#### <地域の人々とのつながりが強いと思う者の増加>

67.6% (R4) ⇒ 70.0% (R17)

#### <誰もがアクセスできる健康増進のための場の増加>



# 滋賀県歯科保健計画 -歯つらつしが21(第6次)- 【概要版】

## 計画の位置づけと役割

## 計画の期間

令和6年度（2024年度）～令和11年度（2029年度）

- 歯科口腔保健の推進に関する法律第13条に基づき県が定める「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」
- 滋賀県歯および口腔の健康づくりの推進に関する条例第8条に基づき県が策定する「歯および口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画」
- 「滋賀県保健医療計画」の「歯科保健対策」の分野、および、「健康いきいき21－健康しが推進プランー」の「歯・口腔の健康」の分野を推進するための実施計画
- 県をはじめ市町・関係団体・県民・教育・医療・福祉・介護・職域関係者等が一体となって歯科口腔保健の推進に取り組むための具体的な目標を設定し、施策を定めるもの

## 【基本方針】

歯・口に関する  
健康格差の縮小

口腔機能の  
獲得・維持・  
向上のための  
歯科疾患の  
予防推進

生活の変化を  
捉え、  
将来を見据えた  
歯科保健対策

## 【施策の展開】

### <ライフステージに応じた取組>

#### 乳幼児期・少年期

年代や生活スタイルの変化などを経時的にとらえた対策

セルフケア  
ブラッシング習慣の定着、  
フッ化物配合歯磨剤の利  
用等情報発信

プロフェッショナルケア  
早期にかかりつけ歯科医  
院を持ち、定期的な受診

コミュニティケア  
保育所、幼稚園、こども  
園、学校等でのフッ化物  
洗口の集団応用 等

#### 青壮年期・中年期

歯科疾患予防に有効な方法  
の定着、オーラルフレイル  
対策の周知等情報発信

かかりつけ歯科医院への定  
期的な受診、生活習慣や全  
身疾患の既往に応じ健康管理

市町や職場が提供する歯科  
健診の機会の確保と活用、  
職域における取組の充実 等

#### 高齢期

口腔機能と健康寿命の関  
連、口腔ケアと誤嚥性肺  
炎予防、等情報発信

訪問歯科診療の普及、口  
腔機能維持・向上に取り  
組む人材育成

関係者と連携した在宅療  
養支援の取組、必要な人  
材の育成、確保 等

### <ライフステージの取組を補完する支援>

#### 障害者(児)への歯科口腔保健支援

地域の歯科医療機関、口腔衛生センターに  
による歯科医療と、歯科健診等歯科保健事業  
との両輪による支援の推進

#### 災害時の歯科口腔保健による 二次的健康被害の予防

避難所等での口腔ケアの実施による誤嚥性肺炎予  
防等の、関係者による災害時の歯科保健医療活動  
が効果的に機能できるための連携体制づくり

## 【計画の推進体制】

関係団体、機関等の連携により成立する歯科口腔保健の推進のための社会環境

- 県民 ■ 県（健康寿命推進課（口腔保健支援センター）、健康福祉事務所（保健所））
- 県教育委員会事務局 ■ 市町 ■ 歯科医師会 ■ 歯科衛生士会 ■ 連携する関係団体

## 基本理念

誰もが自分らしく  
幸せを感じられる  
「健康しが」の実現

## 健康寿命の延伸 健康格差の縮小

- 適切な食生活の実現や  
社会生活等の質の向上
- 歯・口腔の健康が関わる  
疾病の予防・重症化予防

## <滋賀県歯科保健計画目的>

すべての県民が、健康で、  
はつらつとした生活を営むもととなる  
健康な口を保つことができている

## 【PDCAサイクルに沿った取り組みの実施】

## 【進行管理と評価】

- 滋賀県生涯歯科保健推進協議会による  
評価
- 歯科保健実態調査によるデータ収集



# 滋賀県食育推進計画(第4次)(素案)の概要



## 計画の位置づけ

○食育基本法第17条第1項の規定に基づく都道府県食育推進計画  
○「健康いきいき21ー健康しが推進プランー」「滋賀県食の安全・安心推進計画」「滋賀県農業・水産業基本計画」「滋賀の教育大綱(滋賀県教育振興基本計画)」等関係計画との整合を図り、一体的な事業を推進

## 計画の構成

**第1章 はじめに**  
1. 計画策定の趣旨 2. 計画の位置づけ 3. 計画期間  
4. SDGs(持続可能な開発目標)への貢献  
5. MLGs(琵琶湖を切り口とした持続可能社会目標)への貢献

**第2章 食をめぐる現状と課題**  
1.これまでの食育の取組状況  
2.滋賀県食育推進計画(第3次)目標項目の評価と課題

**第3章 計画のめざすもの**  
1. 基本理念  
2. 滋賀の食育を進めるための3つの視点  
「健康」「環境」「協働」

**第5章 食育の推進に向けて**  
1. 食育推進の体制と役割  
2. 計画推進に向けた指標と数値目標  
3. 計画の進行管理

## 主な数値目標

○やせの割合	15～19歳 女性	27.7% → 15.0%
○肥満の割合	20～60歳代 男性	28.0% → 22.0%
○朝食欠食率	小学校6年生	4.5% → 1.0%
	中学校3年生	7.2% → 3.0%
	高等学校2年生	10.7% → 5.0%
○バランスのとれた食事に気をついている人の割合	20～30歳代 男性	29.4% → 15.0%
	20～30歳代 女性	19.7% → 5.0%
		79.9% → 増加
○「おいしが うれしが」キャンペーン登録事業者数		1,101事業者 → 1,250事業者
○食育に関心を持つ県民の割合		54.7% → 90.0%以上

## 基本理念

誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現  
～食で育み、誰もが元気でこころ豊かにくらす滋賀の食育～

## 計画の期間

令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間

## 第4章 施策の展開

### 「健康」

#### 1. 子どもから大人までの生涯にわたる食育の推進

- (1)家庭における食育推進
  - ①「早寝・早起き・朝ごはん」の取組推進
  - ②家族そろっての食事の推進

#### (2)学校、保育所等における食育推進

- ①食育推進体制の整備
- ②食に関する指導の充実
- ③学校における「食育の日」の取組推進
- ④地場産物を取り入れた学校給食の実施
- ⑤体験活動の推進

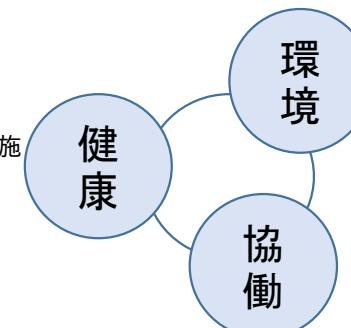
#### (3)地域、企業等における食育推進

- ①生活習慣病予防のための食育推進
- ②若い世代への食育推進
- ③歯科保健活動における食育の推進

- ④食品関連事業者および給食施設における食育の推進
- ⑤食の安全・安心に関するリスクコミュニケーションの推進

#### (4)多様な暮らしに対応した食育推進

- ①子ども食堂等による食育推進活動の展開
- ②支援を必要とする家庭等への支援
- ③豊かな高齢期のための食育推進
  - ①低栄養・フレイル予防のための食育推進
  - ②高齢者自らが伝える食育の推進
- ④デジタル化に対応した食育推進



### 「環境」

#### 2. 持続可能な食を支える環境の整備

- (1)地域の食文化の継承と創造
  - ①食文化継承活動や情報提供
  - ②伝統食、行事食の伝承や体験活動等の取組の推進
  - ③環境に配慮した食生活の推進
- (2)地産地消の推進
  - ①地産地消推進キャンペーンの展開
  - ②学校給食での地産地消の推進
  - ③県産食材の消費拡大と情報提供
- (3)生産者と消費者の交流促進
  - ①農業体験や産地訪問を通じた交流の推進
  - ②都市と農村漁村の交流活動の推進
  - ③観光客への情報の提供
- (4)環境に配慮した食育推進
  - ①琵琶湖に優しい「環境こだわり農業」の理解促進
  - ②「環境こだわり農作物」の利用拡大

### 「協働」

#### 3. 県民との協働による食育運動の展開

- (1)食育推進体制の整備
  - ①市町食育推進計画の推進の支援
  - ②「滋賀県食育推進ネットワーク」による食育推進運動の展開
- (2)食育推進活動者等の育成・支援
  - ①食育推進活動者の育成
  - ②農林漁業者、食品関連事業者などによる体験機会の提供
- (3)食育推進運動の普及・定着
  - ①「食育月間」「食育の日」の積極的な展開
  - ②各種団体等との連携協力体制の確立

# 第3期滋賀県国民健康保険運営方針の概要

滋賀県が目指す国

## 基本理念:持続可能な国民健康保険の運営

あるべき姿 県民が健康な暮らしを送れる、いざという時に安心して医療を受けられる国保制度

### 1 はじめに

#### ①基本理念を実現するための方向性

- 保険料負担と給付の公平化
- 保健事業の推進と医療費の適正化
- 国保財政の健全化

#### ②関係者の役割

- 県の役割···安定的な財政運営や効率的な事業の確保等
- 市町の役割···保険料率の決定、賦課徴収、保健事業の実施等
- 国保連合会の役割···市町事務の共同事業の実施による効率化等
- 保険医療機関等の役割···適正な保健医療サービスなどの提供等
- 被保険者の役割···保険料の納付、自主的な健康管理

### 2 基本的事項

①策定の目的···県が、市町とともに国保の安定的な財政運営ならびに市町の国民健康保険事業の広域的および効率的な運営の推進を図る

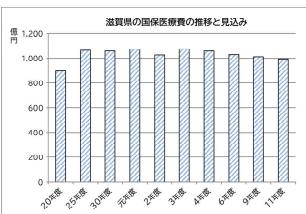
②策定の根拠規定···国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条の2

③対象期間···令和6年(2024年)4月1日から令和12年(2030年)3月31日まで

#### ④PDCAサイクルの実施

### 3 県内国保の医療に要する費用および財政の見通し

#### ①医療費の動向と将来の見通し



#### ②財政収支の改善の基本的な考え方

決算補填等目的の法定外一般会計繰入を原則行わない

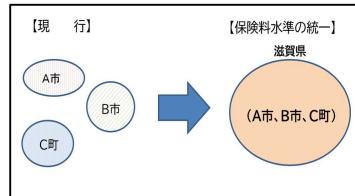
#### ③県国民健康保険財政安定化基金の運用

年度間の調整に活用するため基金へ積立てを行う

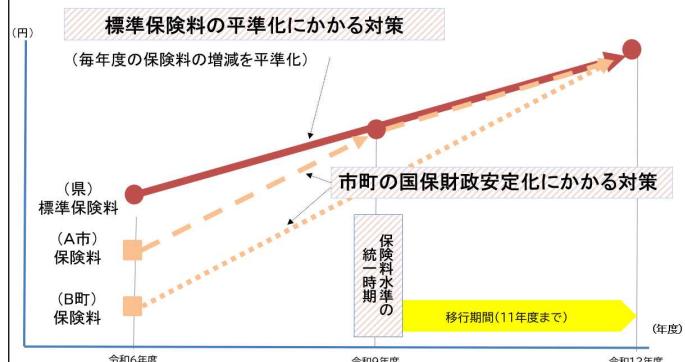
### 4 標準保険料の算定および保険料水準の統一に関する事項

#### 保険料(税)の在り方

県内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料(税)となる保険料水準の統一の実現



#### 保険料水準統一のイメージ



#### ①標準保険料の算定方法

- 医療費を県全体で支え合う
- 出産育児一時金、葬祭費を県全体で支え合う
- 収納率の違いを県全体で調整をする
- 市町個別の経費・公費の明確化

#### ②保険料水準の統一

- 保険料水準の統一の時期について  
原則 令和9年度(ただし、市町の個別事情を考慮し、移行期間を令和11年度まで設ける)
- 標準保険料の平準化に係る対策
  - ・財政安定化基金への計画的な積み立てを行う。
  - ・前期高齢者交付金の一部留保を検討。
- 市町の国保財政安定化に係る対策
  - ・納付金の精算制度を構築する
  - ・県2号繰入金の拡充を図る。

3

すべての人に  
健康と福祉を

11

住み置かれる  
まちづくりを

17

パートナーシップで  
目標を達成しよう

特定健診受診率の年次推移

H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3

特定保健指導実施率の年次推移

H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3



### 5 保険料の徴収の適正な実施に関する事項

- ①収納率目標の設定···収納率の向上を図るため、保険者(市町)規模別に目標値を設定  
市町は毎年度、地域の実情に応じて保険者(市町)別の目標収納率を設定
- ②収納対策の強化に係る取組···各市町の収納率目標達成のため、県、市町、国保連合会が取り組む収納対策  
(徴収アドバイザーの派遣事業、口座振替の推進、コンビニ収納、キャッシュレス納付など幅広い収納機会の拡充など)

### 6 保険給付の適正な実施に関する事項

- ①療養費の支給の適正化···国のオンライン請求の在り方を注視しながら柔道整復施療養費等に関する患者調査の実施
- ②レセプト点検の充実強化···医療保険と介護保険の給付調整について、「医療給付情報突合リスト」を用いたレセプト点検を実施

### 7 保健事業の取組に関する事項

#### 「県データヘルス計画」を策定(保健事業の取組)

- ・特定健診受診率向上対策
- ・特定保健指導実施率向上対策
- ・糖尿病性腎症重症化予防対策
- ・フレイル予防



### 8 医療費の適正化の取組に関する事項

- ①後発医薬品の使用促進···後発医薬品の使用促進についての理解が得られるよう、後発医薬品差額通知等を実施
- ②重複受診・頻回受診・重複服薬・多剤投与者の受診の適正化の取組···訪問指導において薬剤師と同行による服薬指導等
- ③健康課題や医療費に関するデータ分析···広域的な視点による市町の健康課題等の分析

### 9 事業の広域的・効率的および標準的な運営の推進に関する事項

- ①高額療養費の支給申請手続···高額療養費支給申請手続の簡素化を検討
- ②国保基幹システムの標準化···令和7年度末までの市町村事務処理標準システム等の導入
- ③オンライン資格確認等への対応···国のデジタル化に対応した事務の効率化を検討

### 10 保健医療サービスおよび福祉サービス等に関する事項

#### 10 保健医療サービスおよび福祉サービス等に関する

- ①地域包括ケアシステムの構築・推進にかかる国保としての参画
- ②医療資源の偏在の解消

### 11 関係団体との連携強化

医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、保険者協議会その他関係団体との連携

### 12 国民健康保険運営方針の見直し

対象期間中であっても、必要と認められるときは、見直しを行う。

# 第4期 滋賀県医療費適正化計画の概要(案)

計画期間

令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度)

## 1 計画策定の趣旨

生活の質の維持および向上を確保しつつ、今後医療に要する費用が過度に増大しないようにしていくとともに、良質で適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図っていく

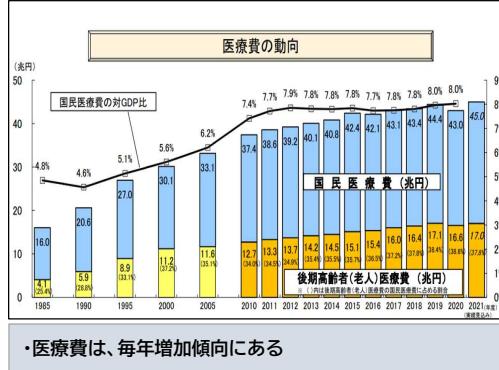
## 基本理念

誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現  
～超高齢社会の到来に対応した持続可能な医療の確保をめざして～

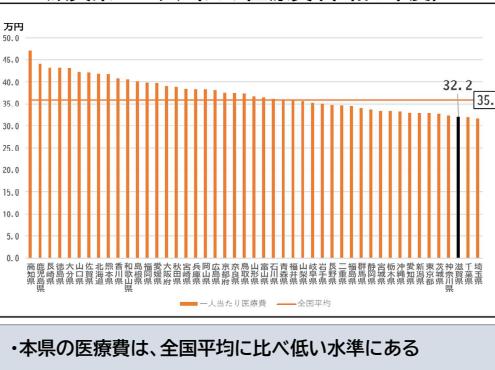


## 2 医療費を取り巻く現状と課題

### 1 全国の医療費の動向



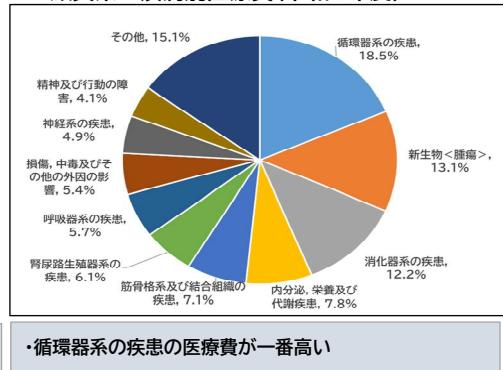
### 2 滋賀県の一人当たり医療費(令和3年度)



### 3 滋賀県の年齢区分別医療費(令和3年度)



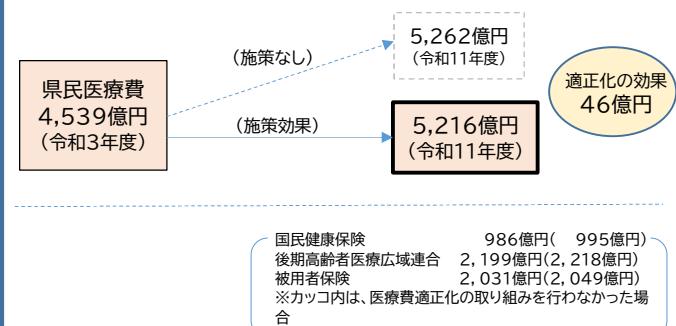
### 4 滋賀県の疾病別医療費(令和3年度)



## 3 目標と取り組むべき施策

目標項目	実績(令和3年度)	目標(令和11年度)	主な施策
住民に関する目標の推進	特定健診の受診率	60.0%	70%以上
	特定保健指導の実施率	26.3%	45%以上
	特定保健指導対象者の割合の減少率	9.1%	25%以上(平成20年度比)
	たばこ対策(20歳以上の喫煙率)	男性19.3% 女性4.2% (R4)	男性15%以下 女性3%以下 (R11)
	糖尿病の重症化予防 (糖尿病性腎症による新規透析導入者数)	165人	各年度165人以下
	高齢者の保健事業と介護予防の一連の実施 (骨折予防・骨粗鬆症予防等の推進)	15市町で実施 (R4)	各年度19市町で実施
	がん検診の受診率 (胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん)	胃がん40.5%、肺がん47.6%、 大腸がん44.8%、乳がん47.2%、 子宮頸がん40.7% (R4)	各60%以上
医療進捗に効率的・効率的な目標の推進	予防接種に関する施策の推進	――	市町、医療機関等と連携した普及啓発
	後発医薬品の使用割合	83.5% (R4)	80%以上
	バイオ後続品の使用割合	80%以上置き換わった成分数が 全体の成分数の12.5%	80%以上置き換わった成分数が 全体の成分数の60%以上
	医薬品の適正使用の推進	19市町で保健指導を実施	多剤投与者等への訪問指導
	急性気道感染症・急性下痢症の抗菌薬の薬剤費	約4億7,200万円 (R1)	半減(令和元年度比) ・適正使用に関する普及啓発
	外来白内障手術、外来化学療法	外来白内障手術 全国平均以下 外来化学療法 全国平均以上	外来実施を全国平均以上 ・医療関係者との連携

## 4 医療に要する費用の見通し



## 5 計画策定のための体制整備・達成状況の評価

- 1 計画作成のための体制の整備
  - (1) 関係者の意見を反映させるための体制の整備
  - (2) 市町との連携
  - (3) 保険者との連携
- 2 達成状況の評価
  - (1) 進捗状況の公表
  - (2) 評価の活用